

平成 29 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月8日

平成29年3月8日〔水曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

議案第10号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

消防本部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

危機管理室

市長政策室

の所管に属する歳出

第4条 債務負担行為の補正

議案第17号 平成29年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第3条 地方債のうち

臨時財政対策債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

議案第24号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

請願第13号 「共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）」の新設に反対を求める意見書採択の請願書

出席委員（8名）

委員長	山登志浩君	副委員長	幅章郎君
委員	鈴木貢君	委員	尾関健治君
委員	宮地友治君	委員	伊神克寿君
委員	掛布まち子君	委員	安部政徳君

欠席委員（0名）

委員外議員（3名）

議員	森ケイ子君	議員	伊藤吉弘君
議員	尾関昭君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
主査	長谷川崇君	主事	前田裕地君

説明のため出席した者の職、氏名

副市長 佐藤和弥君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

小塚昌宏君

市長政策室長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 小島孝修君

防災安全課主幹 松本幸司君

地方創生推進課長兼地域情報センター所長

坪 内 俊 宣 君

地方創生推進課主幹

浅 野 武 道 君

地方創生推進課副主幹

稲 波 克 純 君

秘書政策課長

松 本 朋 彦 君

秘書政策課主幹

河 田 正 広 君

秘書政策課副主幹

間 宮 徹 君

秘書政策課副主幹

酒 井 博 久 君

行政経営課長

村 瀬 正 臣 君

行政経営課主幹

平 松 幸 夫 君

行政経営課副主幹

梶 田 博 志 君

税務課長

本 多 弘 樹 君

税務課主幹

須 賀 博 昭 君

収納課長

村 田 いづみ 君

収納課主幹

金 川 英 樹 君

総務課長

古 田 義 幸 君

総務課主幹

安 達 則 行 君

総務課副主幹

三 輪 崇 志 君

総務課副主幹

横 山 敦 也 君

会計管理者兼会計課長

大 倉 由美子 君

会計課副主幹

春日井 真由美 君

監査委員事務局長

伊 藤 幸 実 君

総務予防課長	谷	宣	夫	君	
総務予防課統括幹	高	島	勝	則	君
総務予防課主幹	杉	本	恭	伸	君
総務予防課副主幹	日下部	匡	彦	君	
消防署長	長谷川	久	昇	君	
消防署東分署長	斉	木	寿	男	君
消防署主幹	上	田	修	司	君

陳述出席者（2名）

請願第13号 矢 田 強 一 君、後 藤 博 君

○委員長 皆様、おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

今定例会、毎年3月定例会は新年度の一般会計予算を審査する極めて重要な会議であります。皆様方からぜひ活発な質疑をしていただきますよう祈念を申し上げまして、簡単ではございますけど開会の挨拶といたします。きょう一日どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、当局側より御挨拶をお願いしたいと思います。

○副市長 皆様、おはようございます。

総務委員会の開会に当たりまして、本日、市長にかわりまして、私から皆様に御挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします。

去る2月23日に3月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件はいずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 本日の委員会の日程でございますが、付託されております議案第10号 江南市市税条例等の一部改正についてを初め4議案と、請願第13号

「共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）」の新設に反対を求める意見書採択の請願書の審査を行うことになっております。委員会の案件が終わりましたら、引き続き委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速これより議事に入りたいと思います。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力をよろしくお願ひいたします。

また、委員外の議員の方もきょうは御出席でございます。委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときはその許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当局側の皆さんに申し上げますが、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただいて、それ以外のときは退席していただいても結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

議案第10号 江南市市税条例等の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第10号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、議案第10号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の29ページをお願いしたいと思います。

議案第10号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、30ページには江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）を、ずうっと飛んでいただきまして、39ページから62ページにかけて新旧対照表を掲げてございます。

なお、別冊の平成29年江南市議会3月定例会の議案参考資料の2ページには、市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○伊神委員　いろいろ書いてありますけど、なかなか解釈が難しく、わかったようでわからんような感じになって、くちゃくちゃになっておるんですけど、33ページ、34ページ、今までの軽自動車税というのは種別割というの

がなくて、今までは33ページのこの金額になっておるわけですか。これは改正された金額ですか。

○税務課長　今回の軽自動車税の改正につきましては、簡単に申し上げますと、これまで軽自動車税と言っておりましたものを種別割という名前に変わりますけれども、車種ごとに、例えば原付ですと幾ら、乗用の4輪以上の軽自動車ですと幾らということで、今までも軽自動車税としていただいていたものが、種別割ということに名前を変えるということでございます。

そこに、燃費性能に応じた環境性能割が新設されるというふうに思っていただければというふうに思います。

今回、種別割、いわゆる今までの軽自動車税の税率に変更はございません。主に今回の改正の内容につきましては、平成31年10月から始まります環境性能割というものを新設されましたが、その内容についての規定を整備するという内容だと思っていただければというふうに思います。

○伊神委員　34ページの3,900円、右側4,600円と、これ全部、(イ)、(ウ)のa、bと上がっている。この表の見方、上に何も表示がないものだから、どうやってこれ解釈したらいいですか。

○税務課長　これは改正の一部を抜粋したもので、わかりにくくて、本当に申しわけありませんけれども、この部分は、いわゆる重課税率といたしまして、購入してから13年以上たった自動車については税率が上がるというのは皆さん御承知だと思います。例えば上から3つ目の1万800円がいわゆる4輪以上の乗用の自家用車ということで、一番オーソドックスといいますか、一番多い税率かと思えますけど、こちらが13年以上経過した車両ですと、1万2,900円になりますという表を抜粋して改正をしておるところだもんですからわかりにくいということでございますが、ここは重課の部分の表を改めたところでございます。

○伊神委員　13年以上がこの値段になるという意味ですか。そういう意味と書いてあらへんでわからへん。

36ページの中段のこれは、障害者の人が取得すると割引があって、この右の欄の3,900円が3,100円とか、6,900円が5,500円になるとかいうふうに見ればいいんですか。上に何の表とかいうものがあるとわかるけど、ただ数字が

並んでおるだけだと、どういうふうに見るのかというのがちょっとわからんもんで、説明してください。

○税務課長 36ページの表の部分も、申しわけありません。これも抜粋ということで、わかりにくくて恐縮でございます。こちらにつきましては、上から3つ目のところでお話をさせていただきますと、4輪以上の乗用の自家用車につきましては、右側7,200円というのが平成27年度までの軽自動車の税率でございます。左側の1万800円というのが、平成28年度から新たに適用されました新税率ということでございます。これは、平成27年3月31日以前に最初の検査を受けたものの税率ですけれども、これを平成27年3月31日以前が一番最初に新規に登録したものについては、右側の旧税率で読みかえますよといった表ということになっております。

○伊神委員 2輪のものというのは書いてないけど、33ページの（ア）、（イ）、（ウ）とありますけれども、（イ）、（ウ）からは書いてあるけど、2輪のものに対してはどうなるわけですか。

○税務課長 今回の税率改正につきましては3輪以上のものを対象としておるということで、2輪のものは省かれておるといったことになっております。

○伊神委員 このままの値段ということですね。

○税務課長 はい。

○掛布委員 消費税率が平成31年10月1日に引き上げられる予定ということで、環境性能割が平成31年10月1日からということなんですけれども、条例の改正案の中の37ページの附則第1条のところに、平成29年4月1日から施行するという部分があるんですけど、読んでも、その平成29年4月1日から施行する部分が何を規定しているのかということが理解できないんですけれども、これちょっと説明していただきたいと思います。

○税務課長 議案書の39ページをお願いしたいと思います。新旧対照表の第1条関係のところでございますけれども、中段のところに表を抜粋した部分がありまして、「第75条第2号ア」というのが、左側の新のところには「第2号ア」ということでございます。これは同じものを指すんですけれども、何を意図しておるのかちょっとわかりませんが、これは単なる字句の修正ということになります。改正前、改正後も同じものを指すということでござい

ます。

同じように見ていただきますと、旧と新で同じものを指す。内容は何も変わらないということで、字句の修正というふうに受けとめております。そうしたものは平成29年4月1日から改めていくという内容でございまして、それ以降の40ページの下段にございます第2条関係以降は平成31年10月から施行するものということで、そういう区分がされておるということでございます。

- 掛布委員　　そうしますと、平成29年4月1日から施行という部分は単なる文言の修正であって、実際の中身が変わるのは平成31年10月1日からということですね。わかりました。

もう一つですけれども、56ページのところに、今まで軽自動車税の取得税と言っていたのが環境性能割に変わるということで、今までも県が市にかわって軽自動車税の取得税を徴収していたんですけれども、今回、環境性能割になっても、県が市のかわりに徴収して、市がそれに要する費用を補償するという事なんですけれども、この費用というのは大体どれぐらいになるということなんでしょうか。

- 税務課長　　新旧対照表の56ページをお願いしたいと思います。一番上のところに第14条の2の4ということで、県が徴収する事務を行うために要する費用を補償するために、市は徴収取扱費として県に交付するというところでございます。法附則第29条の16第1項に掲げる云々とございますけれども、そちらの地方税法の関係の条文を読みますと、5%というふうに規定をされておるところでございます。環境性能割として賦課徴収した金額の5%ということでございます。

- 掛布委員　　それでいくと、現在の金額と同じ額、今、市が県に払っているのと同じ額ということでもいいんですか。

- 税務課長　　今の自動車の購入時に納めております自動車取得税につきましては県の税金ということでございまして、県が普通自動車、軽自動車の分を徴収しまして、市のほうへ、恐らく自動車取得税交付金といった形で、道路延長、道路の面積に応じて案分をさせていただいておる。多分そういう流れだったと承知しておりますけれども、今回はそれとはまた違いまして、県が徴

収はしていただくんですけれども、いただいた分に対して5%を市が事務費というか、手数料がわりとしてお支払いをさせていただくということでございますので、ちょっと今までの自動車取得税と取り扱いは違うところでございます。

○掛布委員　　今まで何もなかったのが、今回、この徴収取扱費ということで新たに発生するというふうに理解すればいいんですか。

○税務課長　　これまでは取得税が市町村に交付されると申し上げたんですけれども、それはそもそも原資の7割分を市町村で案分するというふうに聞いておりますので、そういう意味では、3割分は県が持っていくのか、ちょっとその辺のお金の動きはわかりませんが、そういう取り扱いであったものが、今度は基本的には江南市に関する部分は全額いただけますが、5%を徴収取扱費として負担をするということですので、ちょっとどちらが多いとか少ないとかは申し上げられませんけれども、考え方は違うにせよ、幾らかは事務費というような意味合いで市が負担しておったということが言えるかと思います。

○掛布委員　　参考資料の2ページに簡単な改正の概要を書いていたんですけれども、そうすると、種別割になる部分については全然税率は変わらなくて、取得税の部分が環境性能割になるということで、これは税率としては変わらないと。ともに税率は変わらないということでもいいですか。

○税務課長　　これまでの軽自動車にかかる自動車取得税というのは、燃費性能に応じまして、非課税から最大2%まで、その間には0.4%、0.8%、1.2%、1.6%という6つの区分でありました。ですが、今回、新規で導入されます環境性能割は非課税と1%と2%ということで3区分になっております。一部、物によっては0.4%の取得税がかかっていたものが非課税になったり、反対に1.2%だったものが2%にということで、ふえる部分と減税になる部分がありますので、一概にどうなるかということはいえませんが、非課税1%、2%という区分で、前の自動車取得税の非課税で最大の税率は2%ということで、そういう意味では同じとも言えます。

○委員長　　そのほかよろしいでしょうか。いかがですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 22 分 休 憩

午前 9 時 22 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第10号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

消防本部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

危機管理室

市長政策室

の所管に属する歳出

第4条 債務負担行為の補正

○委員長 引き続き、議案第15号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、消防本部の所管に属する歳入歳出、総務部の所管に属する歳入、危機管理室、市長政策室の所管に属する歳出、第4条 債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査の方法であります。歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、総務部税務課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、議案書の92ページをお願いしたいと思います。

税務課の所管いたします補正予算でございます。

歳入の1款市税、1項市民税、1目個人、1節現年課税分の所得割を9,075万3,000円の補正増させていただくものでございます。

その下でございます。1款1項2目法人でございます。1節は現年課税分で、法人税割を6,050万1,000円補正するものでございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　個人市民税と法人市民税で法人税割がそれぞれ9,000万円、6,000万円というかなり大きな額の年度末の増額の申請なんですけれども、市内では依然として余り企業の景況もよろしくないとか、年金生活者がどんどんふえて、非常に生活が厳しいというような、そんなような認識でいたんですけれども、こんなに修正の増額があるということは、あれっ、ちょっと認識と違っているのかなという思いもあったんですけれども、具体的に個人市民税はどこでふえたというか、どういう要因があつてふえて、法人市民税のところもどういった要因があつて増額の修正になってきているということなんでしょうか。

○税務課長　まず個人のほうでございます。こちらは給与所得でございます。個人の給与所得が予想以上に伸びがあり、増収につながったものというふうに考えております。具体的に概算で申し上げますと、個人の所得でございますが給与所得が全体で24億円増になったということで、こちらが当初予算を策定したときから大きく予想を上回ったということでございます。このほかにも、営業所得で申し上げますと5億円、それから反対に土地や株の譲渡所得である分離所得が約2億円の減ということでございます。給与所得が24億円の増、営業所得が5億円の増、土地や株の譲渡所得が2億円の減ということで、全体で27億円ぐらい所得が予想を上回ったということでございます。

一方で、給与所得の増に比例をいたしまして、所得控除、社会保険料です

とか、扶養控除のほうが10億5,000万円増加したということで、差し引きいたしまして、課税標準で16億5,000万円程度の所得の伸びということでございます。6%の税率を掛けますと、約1億円の増収という計算であるということが言えるかと思えます。

次に、法人市民税でございますけれども、こちらは、予想を上回り、業績が好調であったということでございます。こちらは、3月法人ですね。比較的大きな製造業の法人数社が業績がよかったということでございます。こちらに関しましては、平成26年10月1日から開始します事業年度から、法人税割の税率が12.1%から9.7%、標準税率のほうでございますけれども、改正されたにもかかわらず増収となっておりますということから、業績が好調であったんだなという裏づけがとれるものだという認識でおります。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　税務課についてはこの程度にとどめまして、引き続きまして、行政経営課を審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政経営課長　平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入でございます。議案書の94、95ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成28年度3月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　特に質疑もないようでありますから、この程度にとどめまして、

続いて、市長政策室秘書政策課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳出でございます。議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の公共施設整備事業基金管理事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　今回、1億円の積み立てで3億円になったんですかね。いつまでにどれぐらいの規模の公共施設整備基金を積み立てようというような目安とか、そういったものはあるんでしょうか。

○秘書政策課長　公共施設の再配置につきましては、現在、再配置計画を策定中でありまして、こちらが今年度と来年度の2カ年度で策定する予定でございます。今、昨年度策定しました管理計画の中では約447億円ほどの財源不足が生じるということで、そちらをどうするかということで今ちょうど議論をしているところでございますが、当然そのためには非常にお金が必要ということでこの基金を積み立てているわけでありまして、まだわずか3億円ということで、はるか及ばないというふうに思っております。具体的に幾らぐらい積み立てるのか、その辺の目安については、この2カ年で再配置計画を策定しました後に、次はその再配置計画を踏まえまして、平成30年度から今度は各施設ごとの具体的な保全計画に入ることになっております。そういったのを策定する中で、それぞれの施設の目安が立ってきますから、そのところで改めてきちんとした基金の方向性について議論をしていきたいというふうに思っておりますので、それまではそのときの財政状況を勘案しながら積み立てていくという方針で今積み立てさせていただいているということでございます。

○委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、この程度にとどめて、引き続きまして、危機管理室防災安全課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 それでは、平成28年度江南市一般会計補正予算（第8号）の危機管理室防災安全課の所管につきまして説明をさせていただきます。

議案書の88ページをお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正でございます。

道路照明灯LED化事業で平成29年度から平成38年度の限度額を1億9,953万4,000円から7,130万3,000円に減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。96、97ページをお願いいたします。

97ページ中段の2款1項5目防災安全費で、防犯灯補助事業と交通安全施設管理事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○掛布委員 最初に説明いただいた債務負担行為の補正で、入札で1億9,900万円が7,130万円、10年分ということで、半額以下になったんですけれども、なぜこんなに安く契約できたのかなあとということが不思議なんですけれども、その原因とかどういうふうに考えてみえるのかということと、これは市内の道路照明灯何基を一斉にLED化して、10年間維持管理していただくという経費ですかね。何基になるんでしょうか。

あと、ついでに、すごく明る過ぎて困るという苦情も実は私のところに来ていて、例えば農作物への影響とか、そういう心配というのはないんでしょうか。明る過ぎるといふ苦情に対して、どういうふうに対処していいのか私もわからなかったもので、そのまま放置してあるんですけれども、何か対策というのはあるんでしょうか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 ちょっと答弁の順番が変わりますけれども、まず何基かというようなお話が2番目にありましたので、お答えいたしますと、江南市のLED化した道路照明灯は全部で

1,740基ございました。市が所有しております道路照明灯は1,740基。このうち、既にLED灯にしたもの等を除きまして、今回リースを行いますものは1,555基を一斉に取りかえいたしました。

あと、明る過ぎるというお話でございますが、これまたなぜ安くなったのかというところにも関係してくるんですけれども、もちろん今までの道路照明灯も明る過ぎるというお話も聞いておりましたので、調査の段階で、明る過ぎないように、道路照明灯の水銀灯、蛍光灯のものがどのLED灯に該当するかということ进行调查していただきまして、明る過ぎないようにできる限り照度を落とすということでは、道路照明灯の本来の目的であります防犯とか交通事故の対策にはなりませんので、ある程度明る過ぎないようにということは注意をして設置しております。

また、まだ確認はしておりませんが、明る過ぎるとか、農作物に被害があるというような苦情がありましたら、照明灯の光る部分に、つい立てではないんですが、遮蔽板みたいなものを取りつけることは可能かなというふうに思っておりますが、またそういうことがありましたら、遠慮なく防災安全課のほうに申し出ていただければ、対応もしていきたいなというふうには考えております。

それと、一番最初に御質問のありました、かなり債務負担行為額が低いんじゃないかという御指摘でございますが、予算見積もりも実は前年の10月ごろにリース会社は2社、メーカーからは2社とって、調査をしております。その一番安いところで予算計上をしたんでございますが、いろいろと事情がございまして、LED灯の切りかえというものは、リース会社と照明器具のメーカー、それと取りつける設置業者の3つが一体となって取りかえを行うということでございます。まずリース会社のほうでございまして、これは国の環境省の団体でございます補助金を使う関係から、予算編成のときにそういう予算の関係で補助金の内容の詳細がはっきりしていないということもございまして、標準的なものでリース会社のほうも計算した。また、社会情勢も1年たちますとどうなるか不明であることから、見積もりの際には、リース料は少し高目で算定をしなければならないというようなことでもございました。もう一つ、機器メーカーでございますけれども、それも、先ほど言い

ましたように、機器の定価ベースというのもありましたし、それをまた今の話で、発注をするときには照度をなるべく明過ぎないようにということもありましたし、あと、LED灯が1年でかなり進歩しましたので、機器自体が安くなったと言っただけではいかなんですが、かなりお値打ちになってきたということ。あと、設置業者の関係でございしますが、これも江南市は高低差が少なく、橋やトンネルもないという地理的条件もいいということで、設置作業が非常にやりやすいということがわかった。これも、実は設置をする前に、やっぱり環境省関係の700万円程度の補助金を使いまして、先ほどの明過ぎないかというチェック、並びに設置場所の調査、そしてCO₂がどれぐらい削減するかというような調査なんかをするのを全額補助で調査をいたしました。その関係上、その調査によって、初めて江南市は設置がしやすいということもわかったものですから、三者が3つとも標準的なものよりかなり、見積もりしたときの額よりかなり低くなったということが相乗効果で起きたものですから、このような結果になったのではないかとございします。

- 掛布委員 明る過ぎないようにというところなんですけれども、事前に明る過ぎないようにしなきゃいけないところを調査されて、そこはちょっと照度を落としたものになっているというのは、どういう調査でもって、どういう判断で、どこを明る過ぎないようにしないといけないというようなことになったんですか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 照度調査といいますか、事前にあった水銀灯とか蛍光灯の関係でありますけれども、水銀灯が300ワットだと、LED灯だと例えば100ワットに換算するというのがあるわけなんですけど、この300ワットのもとが明る過ぎるということが照度計でわかりますので、300ワットと100ワットにするのではなくて、250ワットの80ワットにするというような形で照度を少し落として、機器もワンランク落としたということもやっております。
- 鈴木委員 債務負担行為のところ、平成29年度から平成38年度にかかるということなんですけど、設置については今よくわかったんですけど、今後、もし故障したりとか、またメンテだとかはこういった予算の中に含まれ

ていくものなのか。今ちょうどありましたけど、そうやって対策をしないかとか、そういう場合も含めて、今後の予算負担のあり方というのはどういうふうに考えていったらいいか、教えてください。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　このリースは10年間の借り上げということで、その10年間の借り上げ中の保守については契約の中に含まれておるということで、保守は設置業者が行うことになっております。一応耐用年数は6万時間のもの、1日12時間というふうに仮定しますと、13年から14年ぐらいはLED灯はもつということになっておりますので、途中で何かの状態で切れた場合は業者が交換をするということでもあります。

あわせまして、例えば雷が落ちたりした場合はどうだということも言われますが、一応条件の中で雷によるものは設置業者といたしますか、リース業者のほうで保守をしていただける。ただし、地震とか津波等はだめだよということにはなっておるといふものでございます。

○鈴木委員　そういうことでしたら、機械に関して負担は業者持ちであると。今言われたように、LEDというのは16年間とか、ちょっと長い。これは先々の話ですから、そのときにならないとわからない部分もあるんですけども、そういった場合はまた改めて契約をし直す格好になるのでしょうか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　ちょっと10年先になりますので正確なことは言えないかもしれませんが、その状況によりまして、またそこでもう一度総取りかえをするのか、しばらく再リースみたいなもので数年間様子を見て、リースが切れますと保守が保証されておられませんので、しばらくは保守がないようでしたら再リースを続けて、保守が多くなるようでしたら、多分もう一度市全体の、今度は全体ですので、今まで市でやったものも合わせまして1,700本以上のものを再入札といたしますか、再リース契約を結んでいけたらなというふうに思っております。

○掛布委員　補正予算の97ページのところに交通安全施設の光熱費、電気使用料が600万円の減なんですけれども、この減というのは、いわゆる道路照明灯のLED化によって電気使用料が減った額がこの600万円ですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　この600万円でござい
ますが、電気料金の値下がりも入っておりますので、電気料金の値下がりと、

リースの場合は3月分だけに、2月まで工事を行っておりますので、3月分の1カ月分、内容的には44万2,000円ぐらいがリースによる減額分、あと電気料の差額分を550万円ぐらいというふうに見込んで、600万7,000円の減額をお願いしたものでございます。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、この程度にとどめまして、続いて、消防本部総務予防課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務予防課長　消防本部総務予防課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳入でございますが、議案書94ページ、95ページをお願いいたします。

中段でございます19款諸収入、5項2目雑入、9節公務災害補償基金支出金でございます。

続いて、その下、同じく12節雑入の総務予防課、自動車損害共済災害共済金でございます。

次に、歳出でございますが、議案書106、107ページをお願いいたします。

下段でございます9款1項1目総務予防費、所管は総務予防課で、補正予算額は104万5,000円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、107ページ下段の説明欄をお願いいたします。消防団運営事業非常備で83万7,000円の補正をお願いするものでございます。消防団員退職報償金につきましては、当初予算で団員の人数、勤続年数及び階級を過去の実績から予算計上しておりましたが、今年度におきましては13名の消防団員の方が3月末をもって退団されたことが確定しましたので、そのうち正・副分団長経験者、継続年数の長い団員数が多いことから、退職報償金の合計が543万1,000円となり、その差額の補正をお願いするものでございます。財源は、全額消防団員等公務災害補償基金支出金から充当をしております。

次に、その下、消防連携事業の消防指令センター共同運用事業で、消防指令センター共同運用に係る各種費用について222万8,000円の減額補正をお願い

いするものでございます。平成28年度消防指令センター共同運用事業負担金徴収計画が修正されたことに伴い、負担金額が減額されたことによるものでございます。

次に、1枚はねていただき、109ページ上段をお願いいたします。

消防車両整備保全事業（常備）、9款1項1目総務予防費でございます。消防車両整備保全事業（常備）で、救急自動車板金修繕料34万6,000円の補正をお願いするものでございます。平成29年1月16日、救急業務のためピアゴ江南店駐車場を走行中、歩行者用アーケードをくぐった際、救急車両のアンテナがつるし看板に接触し、救急自動車が破損したもので、早急に修繕する必要がありましたので、流用により対応させていただきました。この補正予算をお認めいただいた後、流用戻しをするものでございます。その財源としましては、自動車損害共済災害共済金を充当してまいります。

なお、補足説明はございません。

○消防長　今回の事故に伴いまして、おわびをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

このたび、報告第1号、第3号にございました、ことしに入り、消防職員の不注意により2件の物損事故を起こしましたことを心からおわび申し上げます。どうも済みませんでした。今後ともよろしく申し上げます。

○委員長　事故のないように気をつけて職務に励んでください。

これより質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

○掛布委員　107ページの消防指令センターの共同運用で大幅な減額ということなんですけれども、平成28年度から開始をされて、ごめんなさいね、余りよくわかってなくて、建設費の負担分というのは全部負担し終わっちゃっているということでしょうか。

それともう一つ、初めてのことで、5名の方が江南市からそっちにずうっと行かれていて、実際はかなり広い、小牧市から春日井市から岩倉市、北名古屋までですか、広域の中で本当に共同で受けて、指令を出してということが、地理不案内の広域の中できちんとやれているんだろうかと。いろんな課題が出てきているんじゃないのかなあと。実際に広域で指令を飛ばして、今まで行ったことのないところまで、近くにいるからということで出かけて

いって、救急とか火事とか対応できているとか、そういった運用の実績というようなものはどこかで報告をしていただけるのかなあと。また、今、どんな課題が上がってきているのかなということが全然わからないので、わかる範囲で結構ですけれども、説明していただけたらと思います。

○消防長 先ほどの建設費の問題ですけれども、建設の金額については負担は終わっております。

それから、共同で出ているということですが、先ほど近くということをおっしゃいましたが、江南市は江南市、岩倉市は岩倉市の中でおさまっております。そこで、応援となってくるとそちらのほうに出かけるんですけれども、指令書等々で出ておりますし、ナビのほうにも印が示されていますので、特に今のところは問題ないんですが、細かなところにあってはまた今後出てくるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○総務予防課長 先ほどの2つ目の御質問ですが、共同運用しております、有線電話ですと発信地情報が出ますので、携帯電話は出ませんが、先ほどの5名が行っております、直もありますのでかわりますけれども、そこは直でフォローし合って、有線電話ですと発信地情報が出ます、すぐその場所というのが。携帯電話におきましてはきちんと出ませんので、フォローしながら、スムーズに出ていくことはできます。

○消防長 今、課長が言われたとおり、発信地情報ということで、119番されますと、当然小牧中北指令センターのほうに入ります。その情報は、今、課長が言われたとおり、発信地表示制度というのがあって、ピンポイントで映ることになっています。地図がそのままぽんと出て、中心でここから電話がかかりましたよというのがわかるようになっています。携帯電話にありましては、GPS機能を搭載している携帯電話であれば、半径1メートルとか、10メートルとか、そんな範囲の中で発信地表示ということで場所についてはわかるようになっております。それに伴って早く出動できる、指令ができるというようなシステムにはなっています。

先ほどうまくいっているかという話ですが、先ほど私が話をしましたが、ナビのほうにも出る、指令書でも出ますので、特にこういうことについては問題はございません。

○掛布委員　今のところ、出動範囲が江南消防は江南市の消防の範囲内とか、犬山だったら犬山市の範囲内ということになると、共同通信指令システムに変えて、意味があるのかなという気もしてしまうわけですが、広域の出動がスムーズにできるという意味での共同通信指令の設置ではなかったのでしょうか。

○総務予防課長　今回はあくまでも共同運用でございますので、広域はこの先を見据えてということでございますので、広域になれば、さらによくなるかもしれませんが、無線自体がアナログからデジタル無線にかわると……。

○消防長　今の共同で広域という話なんですけれども、救急出動に対してもですけれども、同じ指令の中ですから、救急車は今現在、江南市は4台あるんですけれども、5台目が必要だというときは、すぐにうちだと丹羽消防とか、そういうところに指令がかかるようになっていきますので、早い到着時間が期待できるということです。当然火災についても同じことが言えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの広域ですと、全部の中で早いところということになるんですけれども、やはりあくまで共同ということでは行っていくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木委員　お尋ねしたいんですが、107ページの消防団運営事業の報償費のところ増額ですね。消防団員退職報償金というふうになっておりますけれども、増額されたということで、予想よりも退職者がふえたということだと思ひますが、その中身について、諸事情もあると思ひますが、まずお聞かせ願ひたいんですが。

○総務予防課長　今回補正予算を計上させていただきました理由としましては、平成28年度末で消防団を退職予定している団員の方が13名お見えになりまして、そのうち5年以上勤務された12名の方に江南市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例に基づき退職報償金を出すもので、平成28年度当初予算におきましては、過去の実績から11名分、459万4,000円を計上しておりましたが、退職報償金支出予定者が12人でありましたので、不足が生じたので、計上させていただいたところでございます。

○鈴木委員　基本的に予想よりも多かったということですが、これは本当

にずうっとやってきていただいて、諸事情もあって、今回退職されるということだと思えるんですけど、消防団というのは、年齢制限だとか、あるいは一定の、特に今回は12名の方が退職されたということを含めてなんですが、退職理由、特に年齢的な部分も含めて、そういった状況について、わかればお教えいただきたいんですが、今後のこともありますので。

○消防長 先ほどの12名ですけど、13名が退職です。13名のうち1名は退職報償金がかからない人ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○総務予防課長 1つ目の質問で、消防団員非常備の方、年齢制限のほうはありません。18歳以上の方であれば入団することができます。

○委員長 定年はないんですか。

○総務予防課長 今のところ、年齢制限はございません。

○鈴木委員 さっき言ったのは、そういうこともあると思うけれども、退職はそれなりにそれぞれの理由があって、今、何で年齢のことも聞いたかという、13名の方が退職されていくと。本当言うと、引き続き長くやってもらいたいというのが心情なんですけれども、それなりに予定を多少なりとも超えるような方が退職されていくということは、やっぱり確保ということを含めて、マイナスになりますので、そういったことでの理由というんか、いろいろ事情があると思います。どういったものが多いのかということを知りたかったんです。

○総務予防課長 退団される理由としましては、学生消防団員の方も入っておみえですし、就職されたとか、あと、御家庭を持たれて、出られないということですか、年齢を感じられて、やはり現場に行かれますので、先ほど委員おっしゃられました定年はございませんので、長くしておっていただける非常備の団員さんの方もお見えになります。

○鈴木委員 聞いたかったのは、その13人の方、今、家庭の状況だとか、結婚だとか、就職だとか、いろいろそれぞれあると思いますが、その中で、私見ですけど、年齢で体力的な限界もあるのかなということにはなかったのかなというふうに思ったんですけども、いずれにしても、本当に末永く団活動をしていただける、あるいは一定のコンセンサスというのか、そういうものもあるのかなというふうな気がしたもんですから、ちょっとお尋ねした次

第でございます。本当に予想というものもきつとあると思いますけれども、今後とも一生懸命消防団の皆さんに頑張ってもらえるような環境づくりもせなあかんと。今回、一般質問の中でもありましたけれども、本当に末永くいけるぞというような雰囲気も、いろんな側面から考えていく必要があるのではないかなということを含めて、今回は一つの退職ということでございましたので、もし何か理由があって、フォローができる部分があれば、せなあかんのかなという気もしたもんですから、質問した次第でございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○掛布委員 関連ですけど、今の消防団の退職で、報償金なしの方が1名ということで、これは学生の方のかなり短期の勤務でやめられるということなんでしょうか。

○総務予防課長 入団されてから5年未満ですと退職報償金はつきませんので、今回13名でしたが、12名の方についてということでございます。入団されてから5年未満ですと退職報償金というのはつきませんので、よろしくお願ひいたします。学生さんではありませんでした。

○委員長 年齢にかかわらず、5年以上勤務しないと報償金がいただけないということですね。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、消防署のほうについて審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○消防署長 消防本部消防署所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の108、109ページをお願ひいたします。

中段にございます9款1項2目消防署費、所管は消防署で、補正予算額は312万7,000円の減額をお願ひするものでございます。

事業内容につきましては、109ページ、説明欄をお願ひいたします。

消防水利整備事業といたしまして、工事請負費471万6,000円の減額と、補

償、補填及び賠償金158万9,000円の増額をお願いするもので、事業全体で312万7,000円の減額となるものでございます。防火水槽撤去の工事障害となる電柱等移転費用を誤って15節の工事請負費に含めて当初予算に計上しておりましたので、15節から22節へ一端予算流用し、流用額158万9,000円の補正予算増額をお認めいただきました後、15節に流用戻しをさせていただきますとともに、その戻し分と執行残額の合計471万6,000円を減額補正させていただくものでございます。

地下埋設物等移転補償費を防火水槽撤去工事に含め、誤って予算計上いたしましたことにつきましては、私どもの確認不足、勉強不足によるものでございます。まことに申しわけございませんでした。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊神委員　聞こうと思っておったけど、今の地下埋設物移転というので何を移転するのかと思ったら、今、電柱ということで説明があって、それはわかっただけですけど、あと、防火水槽の撤去というのは、まだあと何件を撤去しなければならないというのはわかりますか。耐震でやるのと、もう撤去というふうに分かれると思いますが、あと何件というのはわかりますか。

○消防署長　防火水槽は現在総数445基ございます。そのうち、公有地にございますのが198基、私有地にございますのが247基でございます。そのうち、区、あるいは神社仏閣、墓地等にあるものは防火水槽の更新は可能だと考えておりますので、逆に会社、もしくは個人で所有されている土地にある防火水槽、こちらのほうは77基が地権者の方から希望があれば取り壊しをしなければいけない防火水槽というふうに考えております。

○伊神委員　ということは、地権者のほうから取り壊しというのが出なければ、そのままずっと放っておくというか、そのままの状態にしておくということですか。耐震改修もできないということですよ。

○消防署長　一応民地にある防火水槽につきましても、区長さん等から借地に関する借地契約書のほうをいただいております、防火水槽の目的で使う以上はそのまま継続していいよという条件つきでございますので、こちらの

事情、あるいは地権者の方からの事情によりまして、防火水槽撤去という条件がつきまして、初めてそのときに工事を考えさせていただくということになります。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、議案第15号に関する質疑をこれをもって終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分　休　憩

午前10時15分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時17分　休　憩

午前10時32分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号　平成29年度江南市一般会計予算

第1条　歳入歳出予算のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第3条 地方債のうち

臨時財政対策債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

○委員長 続いて、議案第17号 平成29年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、危機管理室、市長政策室、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第3条 地方債のうち、臨時財政対策債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○議事課長 議会事務局議事課の所管につきまして御説明させていただきます。

平成29年度一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

歳入はございません。

歳出は、60、61ページから66、67ページの上段にかけましての1款1項1目議会費でございます。

また、別冊の平成29年度当初予算説明資料の18ページには、議会ICT推進事業について掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これは私たちのところにかかわる部分ですけれども、各派代表者会議でも議論しておりますけれども、何か皆さんのほうから質疑はございませんでしょうか。

○掛布委員 自分たちのことなので質問して申しわけないですが、議会のペーパーレスシステムの導入について、県下では安城市が先行していて、次に

江南市議会ということになるんですけれども、あとの県内の町のほうでは蟹江町とどこかあったと思うんですけど。

○委員長 飛島村。

○掛布委員 飛島村ですか。ほかの動きとか何か出てきているのかどうか、わかっているならば、教えていただきたいと思います。

それともう一つ、今回のペーパーレス化で徐々に紙資料を減らしていくということなんですけれども、当面は議会事務局の職員の方々の絶大なる支援がなければ、運用が難しい面があると思うんですけれども、どのような議員に対する支援を考えていただいているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議事課長 最初の御質問の各市町の動きについてでございますが、新聞報道で先日飛島村と蟹江町が載った以外、ちょっとこちらのほうでは情報は把握しておりません。

あと、2つ目の紙資料を減らすということで、議員さんに対しての支援ということでございますが、事務局としても、タブレットを入れてみて、事務局も議員さんと一緒に勉強していかなければ追いつかないと思っております。タブレットを導入した後、2回ほど、業者さんと一緒に研修会を開きます。それに事務局も出席して、一緒に勉強しながら、一緒に進めていきたいというふうに今思っておりますので、できる限り力を注いでいくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 今、課長さんに答弁いただきました2回研修を行うということなんですけど、それは議員向けの研修なんですか。事務局向けの研修というのはあるんですか。

○議事課長 議員さんと事務局合同でタブレット導入に向けて研修を行います。

○委員長 ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 議会事務局の関係については質疑が尽きたようでありまして、この程度にいたしまして、続いて、危機管理室防災安全課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　それでは、危機管理室防災安全課の所管につきまして、予算書及び予算説明書の該当ページを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、歳入について説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の18、19ページをお願いいたします。

最上段、12款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄、防災安全課の防災センター目的外使用料でございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。

中段、13款4項1目総務費交付金、1節総務管理費交付金、社会資本整備総合交付金でございます。

次に、38、39ページをお願いいたします。

中段やや上の14款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金、説明欄、防災安全課の元気な愛知の市町村づくり補助金と南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

次に、46、47ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料、説明欄、防災安全課の防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

その下の枠、2目1節利子及び配当金、説明欄、防災安全課の江南市交通安全事業基金利子でございます。

はねていただきまして、次の48、49ページをお願いいたします。

中段やや下の17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金、説明欄、防災安全課の江南市ふるさと応援事業基金繰入金と、その下、江南市交通安全事業基金繰入金でございます。

次に、54、55ページをお願いいたします。

上段の19款5項2目雑入、11節雑入、説明欄、防災安全課の放置自転車等売却代と放置自転車等返還金でございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。大きくはねていただきまして、104、105ページをお願いいたします。

上段の2款1項5目防災安全課の人件費等から、118ページ、119ページの

中段、市民生活費の手前、駐車場施設管理事業まででございます。

そして、大きくはねていただきまして、230、231ページをお願いいたします。

3款4項2目災害救助費でございます。

なお、別冊の平成29年度当初予算説明資料19ページから21ページにかけ、区画線・道路標示等設置事業位置図（通学路カラー整備）を掲載させていただきました。

以上で該当ページの説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○幅委員　113ページの防犯灯補助事業、平成29年度からやり方が多少変わるといふふうにお聞きをしておりますけど、もう一度、その辺の変更点を教えていただけますか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　今年度までは区から申請を年2回受けておったものを年1回に回数を減らしました。内容的にも、申請があるものは、今回またお願いしましたように、3月補正をしてでも設置したのに対して3分の2の補助を出しておったものでございますが、来年度より基数を制限させていただくことにさせていただきました。内容といたしましては、各区3基、もしくは各区が所有しておりますLED化されていないものの10%、どちらか多いほうを3分の2の補助対象にするというものに変更させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

○幅委員　今言われた年に1回の申請はいつごろになるのかということと、基数制限されるということで、理由は何かということをお教えください。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　申請の資料を5月ぐらいに送りまして、6月に申請受け付けをいたします。また、区のほうでも優先順位をつけていただきまして申請をしていただくという形で、先ほど言いましたように基数を制限して申請を受けさせていただきます。そして、調査等を行いまして、交付決定を8月ごろに行う予定でございます。8月から12月上旬ぐらいまでに工期期間を設けていただきまして、完了報告を12月に出

していただきまして、また完了したものに対して現地調査をさせていただきます。また、補助金の請求をしていただきまして、2月ごろ補助金を振り込ませていただくという予定で計画をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

○幅委員　　もう1個お伺いした基数制限をされる理由。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　実は、各区町内もLED化をかなりされておまして、今回、360万円ほどの補正をお願いしたわけですが、その補正がかなり多かったということで、例えば件数的に言いますと、平成25年度におきましては、申請がLED灯の共架のものが165基、単独のものが25基、平成26年度からもですが、共架のものが194基、単独が34基、平成27年度は共架のものが245基、単独のものが11基、本年度、平成28年度は倍以上にふえまして、共架のものが562基、単独が5基というふうにかなり申請がふえましたので、防災安全課としてもできる限りは補助をしようと年々やっておりましたが、枠配ということもありまして、予算がこれ以上持たないということで、大変申しわけないんですが、制限をさせていただくということになったものでございます。

○幅委員　　予算的なことはわかるんですけども、平成25年度からの共架のものでもかなりトレンドとしてはふえている。このトレンドは平成29年度も続くと予想されるのか、まあ大体頭打ちになってきたなというふうに判断されているのか、その辺はどうなんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　区のほうも球切れ等が起きますと、この際だからLED灯にかえたらということで切りかえなんかが多かったと思うんですが、まだまだ区全体のLED化は多分4分の1ぐらいしか進んでいないと思いますので、まだふえてくる可能性はあるということとは感じております。

○幅委員　　これは意見なんですけれども、市長が言われている「暮らしが花ひらく生活都市。」ではありませんけれども、やはり安心・安全というのは全ての基本だと思いますので、トレンドはわかっているけれども、お金がないよというキャップのはめ方をすると、江南市はそういう姿勢なんだなということになってしまうので、その辺は政策の方向性と予算的なものというの

はやっぱりある程度整合性をとっていかないと、言っていることとやっていることと違うよねということになって、区会が先日あったんですけど、やっぱり話題になっているので、その辺の政策との整合性ということは、限られた予算であっても、安心・安全というものにかかわるものなので、単純に予算がないからというキャップのはめ方ではなくて、最大限考慮して、これは平成29年度ですけれども、補正であるとか、次年度の予算組みというようなものはちょっと考慮していただきたいなというふうに思います。これは意見です。

- 伊神委員 55ページの歳入のほうで、上段の放置自転車等売却代がありますけど、これはどこに売却しているのか。自転車として売却か、スクラップとして売却か、どういう売却の仕方をされておるんですか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 この売却でございますが、放置自転車で期限が切れたものにつきまして、まだ乗れそうなものというか、使用できそうなものにつきましては自転車の協会のほうに1台1,000円で売却をするという形のもの、あと、社会福祉法人のコスモス福祉会というところでございますが、そちらのほうに廃棄するスクラップの自転車を売却するというような形で、2種類、使えるものと使えないものに分けて売却をしているというものでございます。
- 伊神委員 その下の放置自転車等返還金というのはどういうものなんですか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 これは、所有者に対して通知なり連絡をとりますので、引き取りに来ていただく場合もあります。引き取りに見えた方に1台1,000円を払っていただいて、引き取り手数料とってはなんですが、返還の手数料としていただいております。
- 伊神委員 そうしたら、例えば盗難で盗まれて、後で出てきたと。盗まれたんだけど、とりにいくと1,000円要るといことなんですか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 多分警察の証明書を添えていただければ、免除という形にはなっております。
- 掛布委員 先ほど幅委員が質問された113ページの防犯灯の設置費の補助金のことなんですけれども、共架の場合、1基当たりの補助額を2万9,000

円だったものを2万2,000円に引き下げるということも同時にやられるわけですね。現在の総防犯灯数の中で4分の1ぐらいはLEDに切りかわっているということなんですけれども、現時点でのわかる範囲内で、全体で何基あって、そのうちLEDになったのが何基になっているかというのがわかれば、教えてほしいと思います。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　先ほど説明で確かに2万9,000円を2万2,000円に限度額を引き下げたということを説明を忘れておりまして大変申しわけございませんでした。これも、今年度の各区の設置費用がそのぐらいになったというか、やっぱりLED灯が安くなったということで、かなり設置費用も下がったということで、今回2万2,000円に下げさせていただいたものでございます。

あと、各年度のLED灯とLED灯以外のものがございますが、平成28年度、全区合計で5,746基ございまして、LED灯になっておるものは1,427基、LED灯以外が4,319基ということでございます。これはなぜわかるかといいますと、電気使用料をLED灯とLED灯以外ということで補助もしておりますので、それで把握をしたものでございます。

- 掛布委員　先ほど道路照明灯のほうが一リース契約が大幅に下がって、防災安全課の防犯灯、照明灯関係としてはかなり予算がふえてきているはずで、LEDの値段が安くなっているということはあったにしても、やはり区のほうがより明るく、本当に安全なまちにしようということで進めているのに、予算の関係で冷や水を浴びせるような予算の制限というのはいかがなものかと思います。本当に予算がないんじゃないかと、減らさないといけないという措置が先にあって、ここで減らそうかというふうにしているような感じがするんですね。今、4分の1、5,746基のうち、既に1,427基がLED化が終わっているということなんですけど、かなり早目に取り組んで、区内を精力的にかえられた区と一向に進んでいない区と相当な格差というか、ばらつきがあると思うので、よし、これからやろうかと。まだ全然区の中にLEDのがないところが、いざやろうと思ったら、がくんと減って、基数制限までかかったということになると非常に打撃が大きいのかなと思うんですね。区内でのばらつき状況というのはどんなふうになつていますか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 区のばらつきでございますが、ことし一年で50基以上切りかえられたのが4区ございました。50基やられますと、やっぱり急に562基になったという原因はまずここにあるのかなというふうには想像できるわけでございます。1年前の245基という数字で決算が出ておりますが、来年度の予算は一応300基を予定して、2万2,000円と金額が下がっておりますので予算も下がっておるんですけども、一応300基を予定しておりますので、むちゃくちゃ50基とか、かなり一気にやろうというところを除けば、ある程度の区はカバーできるのではないかなというふうに考えております。

○掛布委員 予算の立て方なんですけど、平成28年度は補正をやって、申請が600基近く、567基ですか。それで、合計1,200万円ぐらいの予算で補助されたんですけど、平成29年度は一気に300基と半減ですよ、補助基数が。補助額も約700万円と、これまた半減まではいかないんですけども、ちょっとこの落差というのはかなり厳しいものがあって、本当にここまで基数制限をして、せっかく明るい街角になるかと思ったところが、全然進まない。これはどうなんでしょうね。区に対しての説明というのはもう終わっているわけなんじゃないかな。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 説明会は開いておりませんが、2月24日付、3月の広報配付時に文書を出しまして、来年度の設置補助について、このように変わりますというような内容の通知はさせていただいたところでございます。

○掛布委員 107ページの防災力向上事業のところ、工事請負費に10万円ですか。中学校の受水槽に給水栓をくっつけるということ。もうちょっと詳しく、どことどこがもう終わっていて、どこにつけて、どういうふうに活用するのかというのをちょっと教えてほしいと思います。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 各小学校には防災用の井戸がございます。中学校については井戸がございません。それに伴いまして、水の確保。両方とも地震用の避難所となっておりますので、水の確保というのが重要になってきます。そこで、目をつけたのが学校にある受水槽ということでございまして、その受水槽に取りつけコックをつけまして、そこ

から水が出るようにという形で工事をするものでございます。既に布袋中学校で実施済みでございます。今回、西部中学校で実施する予定でございます。残りの3校についても今後やっていきたいというふうに考えております。

○掛布委員　イメージが湧かないんですけれども、今回のこの10万円は西部中学校用の予算ということで、あとの3校については今後予算をつけていくということですね。

受水槽というのは、屋上にある受水槽ですか。給水栓をつけたとして、どうやって実際に避難所になったところにいる市民が給水できるのか。それは飲料水としてオーケーということですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　高架水槽と間違いやすいんですが、校舎の上に高架水槽というのがありまして、受水槽は取りつけ場所はいろいろあるんですけれども、大体は平地というか、フラットなところに水道管から水をためるといいますか、そういうものでございますので、その配管のところに蛇口をつけて、そこから水を、水道がとまってもタンクにある水は使えるというものでございます。水道水ですので、飲めるのではないかと。実際は生活用水として使っていこうとは考えております。水については、ペットボトル等を各避難所に配置する計画を進めておりますので、よろしくお願いがしたいと思っております。

○伊神委員　今の関連で、予算をやるのに10万円でしょう。あと、中学校をやるのは、布袋中学校は終わっておるから、4つでしょう。なぜ一度にやらんですか。40万円ですよ。何百万円するというものなら毎年1校ぐらいと思うけど、どうしてこの10万円で4年もかけて、1年に1つずつやるんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　我々としても一気にやりたいのはやまやまでございますが、こういうのは臨時的経費だものですから、予算をいろいろ認めていただくのに、一気にふやすというのはなかなかできないものから、とりあえず1基ずつということをお願いをしておるものでございます。

○掛布委員　防災安全課の使用料収入のところ、防災センターの自動販売機の設置場所貸付収入というのがあるんですけれども、この自動販売機にかかわる電気代であるとか、その支払いはどういう扱いになっているんでし

ようか。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 電気代等も自販機の上に子メーターがついておりますので、それで設置者のほうに請求をして、電気代はいただいております。

また、自販機の設置場所の貸付収入としましては、今3台設置しておりますけれども、このようにいただいておりますというものでございます。

- 掛布委員 電気代を設置者に請求している費用というのは、予算書でいくとどこに入っているのでしょうか。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 電気代及び水道代もこの貸付収入の中に入っておりますというものでございます。

- 幅委員 115ページの交通安全施設設置事業なんですけど、去年も私聞いたんですけど、交通安全事業基金というのは今年度で全部使い切ってしまうんですか。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 来年度、平成29年度で使い切るというものでございます。

- 幅委員 この事業はほとんど基金の繰り入れで、去年も聞いたんですけど、方向性というか、申しわけない言い方やけど、10万円の予算を毎年使っていないかんという中で、この予算をどうやって捻出していくのかなということも心配するんですけど、通学路のカラー舗装、これも去年出たと思うんですけど、平成29年度末でどの程度終わるんですかね。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 1点目の基金がなくなりますが、これはもともと1日1円保険の残金とってはなんですが、掛金をためて基金にしたものでございまして、それ以前から同じようにカーブミラーなりの道路の施設を照明灯なんかに使っておりますので、一応特定財源として使っておりますが、それがなくなったというだけで、それがあるから、そこに振り込んだというだけですので、来年なくなっても、それ以後も同じ額を請求していきたいなど。財政当局と交渉になると思うんですが、要求はしていきたいというふうに考えております。

次のカラー舗装につきましてですけれども、以前も言いましたように通学路の60%をめどにとということで、カラー舗装ばかりではなくて、縁石だとか、

そういうものも含めまして、60%の通学路がカバーできるようにということ
でやっております。

平成28年度現在、まだそれが達成できないのは、草井小学校が51.4%、古
知野東小学校が44%、門弟山小学校が33.7%、布袋北小学校が39.2%という
状況でございます。あとの6校は60%は達成しております。

平成29年度に草井小学校、門弟山小学校、布袋北小学校をやりまして、平
成30年度に古知野東小学校と門弟山小学校を行いますと、一応60%は達成す
るよという形で計画を立てております。

○掛布委員 今の関連で、説明資料の19ページのところに、今言われた草井
小学校下のカラー舗装のところがここだというふうにあるんですけども、
どうしてここがという意味がわからない図になっているんですけども、小
学校の周辺は既に終わって、それ以外の延長のところをこういうふう延ば
してきているよという意味なんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 通学路の舗装についま
しては、今、第2回目で5カ年計画で平成26年から平成30年にかけてやって
おるわけですが、最初の1期目は学校周辺を中心にやらせていただいたん
ですが、2期目は通学路で、学校側、もしくはお地元の要望を確認しまして、
やってほしいというところを中心にカラー舗装しておるという形をとらせて
いただいておりますので、学校区の御要望をもとに路線を決めさせていただ
いたというものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、この程度といたします。

続きまして、市長政策室地方創生推進課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 地方創生推進課の所管につい
て、予算書の該当ページを申し上げます。

まず最初に、歳入ですが、26、27ページをお願いいたします。

最上段、12款2項1目総務手数料、1節総務管理手数料、説明欄は地縁団
体証明手数料でございます。

そこから少し飛びますが、46ページ、47ページをお願いします。

中段の15款1項2目利子及び配当金、1節、こちらも利子及び配当金で、説明欄、地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

その次のページ、48、49ページをお願いします。

16款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いします。

最上段、19款5項2目雑入、1節市町村振興協会基金交付金と、すぐその下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、その次のページ、54ページ、55ページをお願いします。

19款5項2目雑入、11節雑入、説明欄は一番下から4行上に地方創生推進課とありますが、市勢要覧売捌収入から、57ページの説明欄の上から2行目の有料広告掲載料まででございます。

ここまでが歳入でございます、続きまして、歳出でございます。66ページ、67ページをお願いします。

2款1項1目地方創生推進費が地方創生推進課の所管でございます。

そこから76、77ページの最上段、市長への手紙事業の郵便料までが該当箇所となります。

該当ページは以上でございます。補足は特にございません。よろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊神委員　　69ページ一番下段のところの公募型協働支援補助事業、13公募があって、中から10団体を採用ということの説明を受けておりますけど、この事業というのは、まだこれから先もずっと続けられる事業なんですか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　事業につきましては、平成20年度から継続して実施してまいりました。応募が少ないときもございましたが、補助制度を見直す中で、最近、応募も多いということから、現在のところ、継続してやっていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

- 伊神委員　この採択基準ですね。こういうのはどのように判断して採択と不採択と分けておられるか、基準はどういうのでやっておられますか。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　こちらのほうは審査会を設けて、その中で審査をしていくという形をとっていますが、審査項目につきましては、例えば事業の目的が明確かなどの目的の明確性、広く市民の役に立つ事業であるかなどの公益性、市民ニーズなどに即した内容であるかなど、社会ニーズ、市民ニーズの把握と、実現可能な事業であるかということの実現性などを初め、この辺が配点項目が多いんですが、そういった項目を50点満点としまして審査員が評価した上で、平均30点以上のものがまず候補となるということでございます。その上で、予算の制限がございますので、予算に達するまで、超える部分は、たとえ30点を超えたとしてもお断りする形になるんですが、審査基準と予算と双方で事業を決定しております。
- 掛布委員　同じところを聞こうとしたんですけど、今回、10団体の採択というのはかなりふえてきているのかなあと。よかったなあと思っているんですけど、昨年、平成28年度に行われた行政事業レビューの事業に選ばれて、本当にいろいろな意見が出て、結局何を見直されたのかなと。ほとんどこれとって、行政事業レビューで指摘を受けて、何を見直されたのかというのが余りはっきりしていないんですけれども、それはどういうふうなところを見直されたんでしょうか。その中で、たまたま聞かせてもらっていて、募集期間に無理があるんじゃないかという意見がかなり出ていたと思うんですね。11月ぐらいから募集を始めて、その次の年度の事業について申請を出さないといけないけれども、いろんなグループで年度で役員とかがころっとかわってしまうのに、今年度の役員で次の年度にやることを応募するというのは非常に無理があって、なかなかこのサイクルの申請、採択、事業実施というのが難しいんじゃないかなあと。私も聞いていて、なるほどそうだなと。もうちょっと行政が年度年度で区切りをつけたいのはわかるんですけれども、そういうのを飛び越えて、行政でもできなかつたら繰越明許をやるわけですので、2年のスパンでの事業採択、2年がかりでやる、もっと自由な、それぞれの事情に応じた事業のスパンで採択するというふうな、そういった見直しをしたら、本当に短期的な事業じゃなくて、もうちょっと長期的な目標を

持ったいろんな活動が支援していただけるんじゃないかなと思ったんですけども、これについての見直しというのはやられないんですか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　こちらの事業のスケジュールですが、お話しありましたように、11月、12月に募集して、1月に審査をして、可能な限り当初予算に反映をいたしまして、予算をお認めいただいた後に、4月に交付決定をしていくというスケジュールになっております。そのP D C Aの流れからいきまして、毎年事業募集と採択に当たって、審査会、市民協働市民活動推進協議会のほうで見直しを行っておりますが、見直しのスケジュールとしましては、1月、2月から翌年度に向けてということでありますので、行政事業レビューが8月にあったということで、今回のスケジュール的には少し間に合わなかったんですが、間に合う部分としては、こういった箇所に応募要項を置いてほしいとかいう話もございましたので、可能な限り対応してまいりました。先日もその協議会のほうで行政事業レビューのお話もした上で、現在も継続して見直しをしているところでございます。

2カ年度にわたる補助金については少し勉強をさせていただきたいと思えます。可能なものかどうか。

それと、当初は予算をお認めいただいた4月以降に募集をしていたということで、本来の姿からだともそういう形だとも思います。予算を認めていただいた後に募集をするというのが普通かと思うんですが、それですと、1年間の事業期間がとれずに終わってしまうということで、しっかりと1年間の事業期間をとりたいということから、議会のほうにもお願いして、予算の成立前に採択の公募事業を募集してやっているところでございますが、2カ年度にわたるといふ補助事業については、私どももやっていて、ほかに聞いたことがないんで、聞いたことがないからやらないということではないんですけど、魅力的な提案なんで、勉強していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　71ページのふるさと寄附事業のことで、本会議場の議案質疑で東議員が質疑をさせていただいて、さらに江南市民で他市町に寄附されている方がふえてきていて、どんどん市民税の控除額がふえていって、非常に厳しいなど。一生懸命PRしていただいて、江南市へのふるさと寄附金を募っ

ていただいても、全く別のところでどんどん抜けていっちゃって、本当に何をやっているのか悲しい状況だなと。今回、1,189人の方がふるさと納税で他市町に江南市民が1億1,800万円も寄附されて、市民税の控除を6,000万円も受けられているということなんですけれども、結局資金に余裕がある方が節税対策ということで、江南市の実情もお考えなく、他市町にふるさと納税をされているという事情があって、こういう人たちに対して、江南市に住んで、江南市のサービスを受けるんだから、もっと江南市にしっかりと税収が入るように考えていただきたいというような、そういった情報の発信のお願いとか、そういったものをしていかないと、そこまで考えられていなくて、ただいい返礼品があるから、お金にゆとりがある方は寄附しようということになっていって、あと江南市がどんな被害をこうむるかということがわからなくて、今回、使用料・手数料とか、学童保育料の値上げですごい苦労されることが出てくるんですけど、それでたしか4,000万円の使用料・手数料の増というのが書いてあったんですけど、それがあつという間に吹っ飛んでいっちゃう6,000万円の市民税の減ということなので、そういったPRをぜひしていただきたいなということと、どういう所得階層の方がふるさと納税されているかということとはつかめると思うんですけども、今回、市民税の控除を受けた方の所得ですね。どれぐらいの方かというのは調べられないですか。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　また、所管の税務課なりがしっかりと答えできると思います。
- 伊神委員　　53ページの歳入の上段の2行目ですけど、市町村振興協会新宝くじ交付金の金額というのは宝くじの売上金によって出されるのか、また宝くじというのはいろんなものがありますが、全種類の宝くじか、どういうふうにして市町村に入ってくるのか、内容をちょっと知りたいです。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　市町村振興協会交付金3,725万5,000円、こちらのほうは夏のサマージャンボ宝くじの収益の部分でございます。その下の新宝くじのほうは、秋に発売のオータムジャンボ宝くじでございます。ことしの秋からはハロウィンジャンボと名前が変わるみたいですが、その2つでございます。

こちらのほう、2つに限ってあるのは、宝くじは都道府県と政令指定都市にしか発売ができないということで、それ以外の地方公共団体のほうにも宝くじの収益を均てん化するということから、特にその2つは都道府県を通しての販売ですけれど、収益は都道府県と政令指定都市を除いたところに配分するために設けられた仕組みでございます。愛知県でたくさん販売があれば、たくさん愛知県に入ってくるという形になっておりまして、さらに愛知県の中では均等割31.7%、人口割68.3%という形で、名古屋市は除きますが、各市町に交付されるという仕組みになっております。

- 幅委員 75ページのホームページ運営事業、去年と比較すると大分予算がふえているんですけども、かなりリニューアルをされるんですか。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 ホームページ運営事業でございますが、去年の当初予算と比べまして146万3,000円の増額をお願いしております。大きな違いは、情報セキュリティーの強化ということから、インターネットに接続するパソコンについては、各課の業務で接続しなきゃいけないものについては担当課の予算で措置をするという方針が出ましたので、新たにホームページに使うノートパソコンを備品で購入したり、附属ソフトも購入していくということから、一時的にふえたと。来年はこんな形にはならない予定でございます。
- 掛布委員 75ページの下にあります広聴事業、市長への手紙事業ということで、どのような内容の手紙がどれだけのように入っていて、どのような処理をしておられるのか。特に市長への手紙の内容というのは、やはり市民の要望をかなり正確に反映していて、市民の切実な要望の反映かなと思うので、どんな内容のがどれだけ届いているかということとをぜひ公開していただけないかと思うんですけども、担当課との間で、そして出された方との間でどんなやりとりをしておられて、それがどういうふうに入っているかということをお教えいただきたいと思っております。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 市長への手紙事業につきましては、どのような種類とか内容とか件数につきましては、ホームページのほうで公開しているところでございます。平成27年度の決算の数値で申し上げます。平成27年度は251名の方から、件数にしますと342件の意見がございま

した。福祉、健康、子育ての分野が一番多いということですが、担当課でいきますと、防災安全課、交通、防犯、防災などの意見なり質問なり御要望が一番多かったということでございます。手紙については、本当に郵便で来るものもでございますが、251通のうちメールで来るものが135件と、ほぼ半数以上でございます。この流れは現在も変わっておりません。

処理方法につきましては、受け付けをいたしましたら、担当課のほうへ照会をいたします。そうしまして、担当課から回答の案をつけて、市長まで決裁、裁可をいただいて、サインをしていただいて、メールの場合はサインはありませんが、お手紙の場合は市長のサインをいただいて送る形になっております。当然市長は全部目を通しますので、その中で、御自身の考え方と違うものがあれば、当然訂正、修正なり、担当課に指示が出まして、市長の回答として投書者にお渡しする流れになっております。

内容については、こんな内容が多いということで、ホームページに、市政QアンドAのよくある質問を市長への手紙の中で御紹介しておりまして、ひょっとしたら見ていただいた方が疑問に思っていたことがここで解決するかもしれないので、そういった形で大きな分野ごとに分けて、こんな質問がありましたと。よくありますということでホームページのほうで公開しております。もちろん個人や団体が特定できるようなものは省略するなり、不適切なものは載せませんが、よくある質問として掲載をしております。以上でございます。

○市長政策室長　先ほど掛布委員がお尋ねになりましたふるさと納税のPRのことでございますけれども、やっぴらっしゃる方は、江南市へお住まいになって、御自身のふるさとを思って、ふるさと納税をやってみえる方もお見えになると思いますし、また、昨今のいろいろとPRの中で返礼品をいろいろ思って、やっぴらっしゃる方もお見えになるかと思っておりますけれども、なかなかそのあたりの判断が難しいところでございますので、私どものPRとしては、江南市への思いをというようなPRに努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　そうしましたら、委員として発言したいと思いますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代いたします。

○副委員長　　それでは、委員長にかわりまして、議事を進めさせていただきます。

○山委員　　若干お尋ねしたいと思います。

73ページにリニア中央新幹線建設促進関係事業ということで同盟会をつくっていて、そこに江南市もわずか6,000円ですけれどもお金を出しているということなんですけれども、実際リニアができますと、人口が首都圏に一極集中するとか、経済的にも全部東京のほうにストロー現象で吸い取られていくとかというようなことが指摘されていると思うんですけれども、こうしたリニア新幹線の問題についての情報収集というのはきちっとされているのか。それに対して、またどういう対応をしていくとか、そういうことは考えられているのかということをお尋ねしたいと思います。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　リニア中央新幹線の建設期成同盟会の件ですが、こちらのほうについては、事業内容は主に国等の関係機関への陳情、要望が主な事業費ということになっております。その同盟会では、リニア中央新幹線による経済効果などの講演会も開かれており、そういったものがあれば、市民の皆さんも参加できるように御案内をしたりしておりますので、随時届く情報は把握しているところでございます。

ただ、2027年に名古屋・品川が営業を開始すると。大阪までのルートについてはまだ概略ルートなり、駅の概略もなかなか進んでいないというところは承知しておりますけれど、細かい市民の方にお知らせしなければいけないことがございましたら、適切に周知、PRはしてまいります。

○山委員　　これは私の私見ですけど、コストとか、環境面だとか、あるいは地域経済の影響だとか、私は必ずしもリニア新幹線がいいとは思わないんですけど、それは見解の相違と言われればそれまでなんです、この程度にとどめますが、もう1点、75ページに江南市のPR事業ということで、マスコットキャラクターのPRなど幾つか掲載されておりますけれども、今、江南市のシティープロモーションということで、先日の一般質問などでもありましたけど、こういうポスターを掲げて大々的にやって、CMも出して、ネットで

も発信ということなんですけれども、2,000万円の予算ということで、新年度はそういう大きな予算は組まれてないんですけど、引き続きプロモーションをやっていく必要があると思うんですけれども、当然予算がかかるものとかからないもの、福祉とか教育とか環境だとか、そういったところはどんどん打っていくというのも一つの方策だと思いますけれども、新年度4月以降、どういうことを発信していくのか、お考えがあればお聞かせください。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　予算につきましては、今年度、平成28年度補正予算で1,945万円をお認めいただきました。全国には毎年そのぐらいの予算をかけているところもございますが、そういうわけにもいかないということで、少しめり張りをつけて、平成29年度は大きな予算を組んではおりません。平成28年度までに調べた調査結果や江南市のよさを再確認した結果を、残っている映像なりを中心に、それを活用して発信するほうへ、見ていただくほうへ力を入れていきたいということで、それについては大きな予算が必要ということでもないので、ネットを中心に見てもらう機会を拡大して、この成果を広げていきたいなと思っております。江南市の住みやすさとかを、もちろん住みにくいところは一つずつ解決して、さらに住みやすくしていくという姿勢で、住みやすさを内外、特に愛知県の比較的訪れてもらいやすい地域を中心に、全国に発信するといってもターゲット的には県内になるんじゃないかなと思っていますので、その辺を意識しながらPRを続行していきたいなと思っております。

○副委員長　それでは、また委員長に席をお戻しします。

○委員長　どうもありがとうございました。

ほかに、皆さん、御質疑ありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、地方創生推進課については以上といたしまして、引き続き、秘書政策課のほうの審査を続けていきます。

秘書政策課について、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして、該当箇所を御説明させていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。46ページ、47ページをお願いいたします。

上から2段目の15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節の利子及び配当金、説明欄の上から4つ目の秘書政策課、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

少しはねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

57ページ上段、19款諸収入、5項2目11節雑入の説明欄、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。少しはねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、はねていただきまして、84ページ、85ページの下段、行政経営費の前まででございます。

続きまして、別冊の平成29年度当初予算説明資料をお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

基金の状況のうち、上から2つ目の公共施設整備事業基金でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行いたいと思いますが、質疑はありませんか。

○掛布委員　77ページの下の方のようになります。第6次総合計画策定事業の中の報償費のところに名称募集入選者賞品というのがあるんですけども、これは何の名称を募集されるのか、ちょっと見当がつかなかったもので、まずこれをお聞きします。

○秘書政策課長　正式名称でいきますと、第6次総合計画という名称でございますが、市民の方に親しみやすく感じていただけるように、もう少しやわらかい感じの名称を公募するものでございます。現行の江南市戦略計画におきましてはこういった公募させていただきまして、「みんなの郷土、みんなで築くプラン」というものが現在の戦略計画の名称でございます。こういった形で今回も募集をさせていただく予定でございます。

○幅委員　77ページの政策決定支援事業の中で、去年まで政策提案事業というのがあったかと思うんですけど、ことしはどういう、もうやめちゃうとい

うか、ないでしょうかということと、79ページの人材育成事業ですけれども、一般質問でも職員さんの業務スキルというか、どういうふうに担保されているのかということをお伺いしたんですけど、予算的には去年480万円で、ことし410万円ということで、人材育成は大事だという御答弁もあったと思うんですけど、予算的には減ってしまっているんですけども、その辺大丈夫なんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○秘書政策課長　政策提案の事業につきましては、来年度から地方創生推進課のほうに移管いたしまして、地方創生に特化した政策提案を若手のチームで検討していただくという形につけかえさせていただいたものでございます。

次に、人材育成事業の経費のほうでございまして、予算的には若干下がってはおりますが、内容的には今年度同様のメニューで考えております。いろいろ委託業務等で講師の方の委託料等の増減もございまして、そういったところでの差額とは思っておりますが、いろいろなメニューの数とか、派遣する職員の数とか、そういったものは今年度同様のものでも検討させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○幅委員　ぜひ皆さんのスキルアップには時間もお金も使っていただきたいなと思っておりますので、お願いいたします。

○掛布委員　79ページの上のほうにあります公共施設再配置計画策定事業で、平成28年度は終わって、今度、平成29年度分になっていって、2回ほどですか、再配置の検討委員会が開かれていて、傍聴に行きたいなと思いつつも、なかなかいろんな事情と重なって行けないんですけども、会議録はかなりおくれて公開されていて、そこにどんな資料が出てきていて、具体的にどんな議論になっているのか。1年が終わったところで、どんな考え方に基づいて、どんな方向性を持ってやっつけていこうとしているのかという中間報告みたいなものをぜひ議会のほうに示していただく必要があるんじゃないかなと思っております。というのは、一般質問とかを通じてさまざまな議論が飛び交っていて、公共施設の再配置にかかわるような議論もあるものですから、床面積の14%削減というのがかなりひとり歩きしちゃっていて、本当に何を大事にしながら、公共施設の再配置をしていくかといった考え方とか、しっかり中間報告のようなものをぜひどこかでしていただきたいなと思うんです。

けど、どんなものでしょうか。

- 市長政策室長 山委員長にも委員として参加をしていただいております。非常に検討委員会の中ではしっかりした議論をしていただいております。また、今お尋ねがありました中間報告というような形で一定の議論の整理のついたところで議会にも御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 掛布委員 その中間報告というのは、いつぐらいの時点ですか。
あと、会議録だけで、どんな資料が配られているかというのは出てこないんですけど、それはホームページに公開されないんでしょうか。
- 秘書政策課長 資料の公開については、当初出した資料からも随分いろいろな委員さんの御意見で修正等も加えております。そういった中で、資料をさきに出してしまいますと、その部分でそうなるんだという先入観で先走るおそれもございますので、ある程度議論をさせていただいた中でお示したほうがよろしいというふうに考えておりますので、会議の都度の会議資料の公開については少し控えさせていただきたいというふうに思っております。
- 委員長 中間報告についての答弁。
- 秘書政策課長 大体夏場ごろには一度行えればというふうに考えておるところでございます。
- 委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

- 委員長 委員として発言したいと思っておりますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代させていただきます。
- 副委員長 それでは、委員長にかわりまして、議事を進めさせていただきます。
- 山委員 先日も河合議員が非正規職員の処遇改善について御質問をされておりましたし、私も昨年の12月定例会で同じ趣旨の質問をさせていただきました。処遇改善の一番のポイントというのは賃金ですとか、次には休暇の問題ということになってくるかと思うんですけれども、きのう、ちょうど3月7日、閣議決定で地方自治法と地方公務員法の改正案というのが決まったみたいで、それが今国会に出てきて成立する見込みだというようなことを聞いて

ておりますが、またいろいろ非正規の新しい職をつくって、ややこしくなる面もあるかと思うんですけれども、非正規の処遇改善について、どういうふうに取り組んでいかれるのかという基本的な考えを改めてお尋ねしたいと思います。

○秘書政策課長　非正規職員の対応につきましては、現状では、国のお示しされている部分ですね。相当な範囲で取り組んでいるというふうに考えております。今後につきましては、今、委員長がおっしゃったとおり、国会のほうでもちょうど議論されているところでございます、最初の情報ですと、その改正法案をもとに平成30年4月から施行だというふうに聞いておりましたが、これが1年先送りになって、平成31年4月からというふうに今のところの情報では得ております。それに向けまして、しっかり国の出す資料等を検討させていただきまして、できるだけそれに沿うような形で江南市の非正規職員の対応に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○山委員　労働基本権が制約されているという問題は法改正されても解決されないんで、抜本的な改正ということにならないと思いますし、また問題点も多々あると思うんですけれども、今、働き方の問題ということで、非正規職のことについても処遇改善を図れというのは官民間問わず求められていることですので、できるだけそういうことには前向きに取り組んでいただきたいということを改めて要望しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副委員長　それでは、委員長に席を戻します。

○委員長　済みません。貴重な時間ありがとうございました。

ほかに、皆さん、ございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　秘書政策課の関係の質疑はこれで終わらせていただきます。

もうすぐお昼ですので、このあたりで暫時休憩させていただきます。

午前11時53分　休　憩

午後1時10分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号の一般会計予算についての審査を続けておりますが、午後からは総務部のほうに入ってまいります。

総務部の行政経営課についての審査としたいと思いますが、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長 行政経営課の所管の該当箇所を説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いします。

最初に歳入でございますが、14ページ、15ページをお願いいたします。

上段の2款地方譲与税、1項1目1節の地方揮発油譲与税から、16、17ページの10款1項1目1節の交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、46、47ページをお願いいたします。

中段の15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、説明欄の上から5つ目の行政経営課、江南市財政調整基金利子でございます。

次のページの48、49ページをお願いいたします。

下段でございます17款繰入金、2項1目1節の基金繰入金で、説明欄6つ目でございます。行政経営課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

次ページの50、51ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、58、59ページをお願いいたします。

20款1項市債、5目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。はねていただきまして、84、85ページをお願いいたします。

下段、2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費の人件費等から、88ページ、89ページまででございます。

大きくはねていただきまして、450、451ページをお願いします。

下段の12款公債費と、はねていただきまして、452、453ページの13款予備費でございます。

続きまして、別冊の平成29年度当初予算説明資料をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

平成29年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金まで、飛びまして17款繰

入金の財政調整基金繰入金、18款繰越金、最下段の20款市債でございます。

次の8ページは一般会計における公債費の状況。

はねていただきまして、11ページの基金の状況では、上から3つ目の財政調整基金でございます。

はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

引き上げ分に係る地方消費税収の用途についてと、17ページは都市計画税の用途についての説明資料でございます。

補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　予算説明書の89ページの中ほどにあります地方公会計推進事業で、財務書類の作成に259万2,000円ということで、2年ほど前からやって、地方公会計財務書類をつくっていただいて、一回説明会もやっていただいているんですけども、すごいお金をかけてつくっていただいているんですが、それがなかなかどう活用されているのかということとはほとんどわからないとか、我々も理解するのが難しく、なかなかいろんな議論の中で、ここがこういう数値だけど、こうなんだというような、そういった指摘も出てきませんし、一体この先どうするつもりか、どう活用していくのかということがわからないんですけども、恐らく国の総務省がやれと言っているので、全国一斉にやらないといけないのでやっているということなんですけれども、この後、どういうふうに使われていくのかなというのと、これって自前ではできないんですかね。難しく、委託がこのままずっと続くということなんですか。

○行政経営課長　まず、自前ということなんですけど、新しい統一的な基準に変わりました、ちょっと職員のレベルでは作成は難しいということで、やはり外部の会計士の方をお願いするというのが一般的でございます。

今後の活用状況につきましては、昨年12月に平成27年度の財務報告書という形で各議員さんにはお渡ししておまして、その中の財務書類4表からわかる江南市の状況ということで、内容についてはお示ししております。

全国的には、平成28年度の決算から全国各自治体がこういった様式、統一的なものに統一されまして、財務書類をつくるということになりますと、各

分野で自治体間の分析が可能になってくるという状況でございます。比較ができるという状況になります。

○掛布委員　比較ができるって、今もいろんな財政指標というのがあって、それは結構市の職員でも計算で出せて、まだ少しは理解して、これがこうだから何とかというのはできるんですけども、この財務書類を全国レベルで一斉に数値を並べて比較して、だから、江南市はどうなんだというのはなかなか厳しいかなと。だから、どうすればいいのかというところまで結びつかないと思うんですけども、どんなふうにされていくんですか、江南市としては。

○行政経営課長　これも、先ほど委員おっしゃられたように、総務省が統一的なものでやれということでございますので、江南市としましても財務書類4表をつくらせていただいて、もともと旧にも財務書類4表というのはもともとございました。これは、先ほど言いましたように各自治体間でいろんな種類がありまして、ばらばらでございましたので、比較ができなかったということでございます。

今回、いろいろ会計監査法人のほうにもちょっと委託をかけまして、江南市の状況としましても、先ほど説明しましたように、将来に引き継ぐ資産の世代間の負担割合の比較とか、行政コストの減債への負担状況というような形ではお示しをいただいております。そういった中で、将来世代に引き継ぐ負担を今後どうしていくのかとか、経常経費のかかる部分のコストをどうしていくのかとか、それから、固定資産の減価償却率も含めた中での内容もお示しいただいておりますので、そういったものを参考に今後の行財政運営に活用していきたいというふうには考えております。

○掛布委員　説明資料の8ページに公債費の状況ということがあって、江南市の平成29年度の予算の起債全体では34億4,490万円の起債見込みで、その起債はどこから借りるかというのが借入先別で真ん中の表に出ているんですけども、市中銀行というのが18億8,300万円、これが教育の関係ということなので、これ全部体育館の関係の起債が全額市中銀行から借りるんだなあということで、こういうことなんだということだけなんですけど、これは幾つかの銀行に分けて借りられるんですか。

○行政経営課長　こちらにつきましては財政融資等で借り入れできないものでございまして、今回、市中銀行を使うんですけれども、今、金額が大きいものですから、そういった状況も市内の金融機関のほうにアンケート調査を実はさせていただいてまして、どういった形で借りるかというのはその結果次第で、最も金利の低い有利な方法でやりたいと思っておりますので、今そういった状況を調査している段階でございます。

○掛布委員　ちょっと驚いて、今調査しているということなんですけれども、市中銀行から18億円と書いてあるんですけど、借りられる見込みはあるわけなんですね。

○行政経営課長　そのとおりでございます。

○幅委員　今の公債費に関連して、利率でいくと、まだまだ最高でも4.5%から5%で残っているものもあるんですけど、金利がこれだけ安い時代に借りかえということはできないのかなということはどうなんですか。

○行政経営課長　以前もそういった形の質問をいただいた経緯がございますけれども、補償金等を計算していきますと、金利の高いものについてはかなりの返済が済んでおりますので、計算しますと不利な形になりますので、そのまま償還したほうが有利になるということで、計算して整理しております。

○幅委員　引き続き、87ページの行政経営推進事業、まちづくり会議委員謝礼とか、その下のほうの行政改革推進事業の中で、去年と比較すると、賃金とか報償費というのが、まちづくりの報償費もそうですけれども、ことし計上されて事業をされるということなんですけど、これまでとはどんな違いがあって、平成29年度はどんな事業をされていくためにこういう報償費とか賃金が必要なんでしょうか。

○行政経営課長　まちづくり会議の謝礼につきましては、今回、達成状況報告書というものの素案づくりから入りますので、会議数がふえるだろうと。戦略計画の進捗管理のほうを見ている会議でございまして、それでちょっと資料が一つふえますので、回数を余分に見ております。

行革推進員の謝礼につきましては、平成30年度に行革大綱を策定いたしますので、そういった中身を行政改革推進委員会、議員の方からも出ていただいておりますが、そこをちょっと見ていただきたいという内容もございます

ので、会議の数をふやして整理をさせていただいております。

賃金につきましては、今ちょっと臨時さん、業務がふえる予定でございますので、もともと今、臨時さんをお願いしておるんですけど、行政経営課のほうにつけかえをしておるということでございます。

○掛布委員 その下の行政事業レビューということで昨年度から始められて、本当に最初だったので大変だったかと思うんですけど、傍聴させていただいて、本当にさまざまな視点からいろんな意見を幅広くというか、深くというか、指摘されている市民の方がいらっしゃって、本当に驚いて、参考になったんですけども、その判定結果をもとに、それでさらに今回、行政の各課のほうに戻って行って、さらにそれをどうするかということなので、印象としては、すごい大変なことをやったんだけど、結果がほんのちょっとと、そんなふうに思えてしょうがないんです。実際もっとPRしましょうで終わっちゃったりとか、ごめんなさい、前置きが長くて。それで、新年度はどういうふうにやられるということなんでしょうか。

○行政経営課長 昨年のいろいろ反省点を踏まえながら、形態としては同じような形態をとっていききたいなというふうに思っています。ただ、改善とかをいろいろ判定いただいても、すぐ翌年に全て反映できるかというふうにはちょっと私も考えておりません。長い期間かけて、進捗管理もしっかりホームページに載せながら、改善していった内容はお示ししていきたいなというふうには思っております。

○掛布委員 歳入のところの地方交付税を一生懸命計算してもらっているんですけども、国のほうの方針で、トップランナー方式、いわゆる民間委託とか、指定管理で、一番安上がりにやっているところを基準にして、それで経費を算定していくよということなので、江南市の場合もしこれをやっていくということになると、これのあおりで交付税が減っていくところが出てくるんじゃないかなあと心配をしているんですけども、江南市の場合、学校給食なんかに影響が出てくると思うんですけども、どのような影響が出てきそうかなというのはわかっているでしょうか。

○行政経営課長 まず、トップランナー方式なんですけど、歳出の効率化の推進の観点から、一番安上がりというのもあれなんですけど、安くできて、

効果が見込める歳出効率化に向けた取り組み事業のものが項目として上がってきております。学校給食も、先ほど言ったように対象になっておりまして、単位費用は正職を使うよりも、やっぱり民間とか、たしか指定管理だったと思うんですけど、単価を出されておりますので、そういった面では、その差額分については江南市の基準財政需要額が減らされるという状況はもうやむを得ないのかなというふうには理解しております。ただ、現時点での話でございますので、今後、トップランナー方式もそれほど拡大はしないだろうという話も伺っておりますので、そういった経費の面も今後江南市としても見ていかないと、基準財政需要額が下がってこれば、その差はどうしても市の負担になりますので、そういった部分についてはやっぱりある程度経費的には何らかの措置はしていかなければならないだろうというふうには考えております。

○掛布委員　それに合わせてもらっては困るので、頑張ってもらわないといけないんですけども、具体的にどれほど、いつぐらいから減っていつちゃうかもしれないという影響額とか、そういったものはまだ出てないですか。

○行政経営課長　まだそこまでの、経費水準も平成28年度から5年とか3年かけてやるものもまだございますし、そこまでの細かい部分での差額というのはまだつかんでおりません。

○委員長　ほかにございますか。

[挙手する者なし]

○委員長　そうしましたら、私も委員として発言したいと思いますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代させていただきます。

○副委員長　委員長と交代させていただきます。

○山委員　今話題になっているトップランナー方式について、もう少しお尋ねしたいと思うんですけども、トップランナーといいますけれども、やっぱりあくまでも安く行政サービスを提供しているというだけの基準であって、サービスの中身だとか、質が問われないということが私は問題だと思うんですけども、国がこういうふうにやってくるので、合わせて採用していかざるを得ない面はあるんですけども、ちょっと確認でお尋ねしたいんですが、今の質疑とちょっとかかわるんですけども、交付税算定の影響というのは

ごくわずかだと思うんですけど、いかがでしょうか。そんなに大きな額でもないと思うんですけども。

○行政経営課長 済みません。その前に、一つ答弁訂正をお願いします。

先ほど幅委員さんから質問があったまちづくり会議の回数ですが、昨年と同じ回数でございました。ちょっと私、勘違いしておりましたので、答弁訂正をお願いいたします。

トップランナー方式の経費に関しては、それほど私ども大きいというふうには見ておりません。ただ、経費水準がずうっとそのままいいかというのと、先ほど掛布委員にもお話ししたように、多少はそこに合わせていかなければならないだろうというふうには考えておりますが、大きな影響としては考えておりません。

○山委員 総務省の試算を見ると、2016年度の需用額ベースの影響が都道府県と市町村合わせて441億円で、そのうち、市町村が305億円ということなんです。これをもとに試算すると、市町村の影響というのは0.1%程度で、そんなに影響はないのかなというふうに私は思っていたんですけども、あと、もう一つ確認させていただきたいんですけども、トップランナーをどんどんどんどんやっていったら、それによって、逆にプラスの算定があるかというところでもないですし、逆にやらなくてもペナルティーだとか制裁というのではないと思うんですけども、要するに民間委託をやらないということで、やるやらないで交付税がふえる、減らされるということはないと思うんですけど、その点ちょっと確認をさせてください。

○行政経営課長 まず、トップランナーのペナルティーにつきましては、ペナルティーというのは特にございません。

あと、交付税の話でございましたけれども、私どもはどちらかというところと地方財政計画のほうの総額で見るとは思いますが、先ほど委員長さんが言われたように、実は0.1%増で、不交付団体の水準を超える部分のところは0.1%増になっております。そういった形で、トップランナー方式以外の部分でもメニューを多分総務省のほうがつくられて措置されているということですので、地方自治体に対する影響は、先ほど言ったようにそれほどないというふうに考えております。

○副委員長　それでは、委員長にお戻しします。

○委員長　済みません。貴重な時間、ありがとうございました。

ほかに、皆様、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、行政経営課についてはこの程度にとどめたいと思います。

続いて、税務課について審査したいと思います。

税務課のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、税務課所管につきまして、該当箇所を説明させていただきますので、予算書の12、13ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。1款は市税、1項市民税から、最下段にございます5項都市計画税までのうち、それぞれ1節にございます現年課税分が税務課の所管となります。

続きまして、はねていただきまして、26、27ページをお願いしたいと思います。

12款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料でございます。こちら、説明欄にございます税務課所管の2項目でございます。

続きまして、56、57ページをお願いしたいと思います。

19款の諸収入でございます。5項2目11節雑入のうち、57ページの上段にございます税務課分の2項目でございます。

次に、歳出でございます。大きくはねていただきまして、128、129ページでございます。

下段にございます2款2項1目の税務費でございます。右側の説明欄の事業欄にございます人件費等から、ずうっと進んでいただきまして、139ページの上段にございます税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、別冊の平成29年度当初予算説明資料をお願いしたいと思います。

6ページ、7ページでございます。

こちらには、一般財源調といたしまして、市民税の個人から、7ページ上段にあります都市計画税まで、市税の歳入内訳を掲げさせていただいており

ます。

また、17ページには、都市計画税の用途についてということで掲載をさせていただきます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　予算説明書の16、17ページの上のほうですけれども、自動車取得税交付金というのがあって、かなりふえて、前年度比較で5,500万円も増額というふうになっているんですけれども、どうしてこんなにふえているのかなという理由がわからないんですけれども、わかれば。

○委員長　掛布委員、こちら行政経営課のほうで、終わってしまったんです。

○掛布委員　失礼しました。さっき聞けばよかったですね。

○委員長　暫時休憩します。

午後 1 時40分　休　憩

午後 1 時40分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに何か、皆さん、質疑はございませんか。

○掛布委員　131ページの中段のところに原付自転車等標識交付事業があるんですけど、以前、藤花ちゃんのついたかわいらしい原付のプレートがつくられたんですけれども、あれはその後どうなっているのかなあと思いまして、ここに関係あると思って、ついでにお尋ねしたいと思います。

○税務課長　順次希望がありましたら出させていただきますけれども、なかなかはげが余りよろしくない状況でございます。1,500枚作成をいたしましたけど、まだ1,267枚が在庫ということで、余り出ていない状況でございます。

○委員長　それはいつ作成して、いつから配っていますか。

○税務課長　市政60周年の記念事業として作成をしました。平成26年度につくって、まだ在庫があるという状況でございます。

○掛布委員　ふるさと納税をやられた江南市民の方の所得の状況ですね。平

均値でどれぐらいの所得の方かなあというのはおおよそわかるでしょうか。

○税務課長 所得階層区分の寄附金の分布状況についてのお尋ねかと思えます。先ほど昼休憩のときに、そういった資料はないかということで調べました。

参考になるかどうかわかりませんが、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思えます。所得階層ではありませんけれども、税率を掛けるすぐ前の課税標準額の階層ということで御承知をいただきたいと思えます。あと、寄附をその階層で何人されたかというのが不明なので、そこがちょっと参考にならないかなというふうに思いましたけれども、例えば課税標準額が200万円までの階層の方の寄附金の税額控除を受けられた方の合計額は392万円ありました。次に、200万円を超えて、400万円までの課税標準の方は寄附金控除額の総額が1,063万2,000円でした。400万円を超えて、700万円までの方という階層でございますが、寄附金税額控除の総額が1,258万6,000円でございます。700万円を超えて、1,000万円までの方の寄附金税額の控除が527万8,000円でした。最後に、1,000万円を超える方の控除額の総計が2,206万4,000円でございます。寄附をされた方の人数がわかりませんので、一概には言えません。

それから、もう一つお断りをさせていただくのは、今申し上げた控除の合計額は5,400万円ほどになりますけれども、議場でお答えしたのは5,100万円でございます。この差額は何かといいますと、学校法人ですとか、日赤に対して寄附をされた分が含まれておりますので、ちょっとそれも御承知おきの上で参考にさせていただければというふうに思えます。1,000万円超の方が2,200万円ということで、総額の約半分近くを占めるということから、比較的金に余裕のある方が多く寄附をされている傾向にあるんじゃないかなということが推察されるものでございます。

○委員長 江南市から市外へ流れたのが1億1,800万円。その内訳を今発表していただいたんですね。

○税務課長 税額控除の額でございます。それが5,100万円ほどあるということでございます。

○委員長 もう一度説明してください。わかりやすく。

○税務課長 6,000万円は、平成28年の5,100万円に対して2割増しで想定して予算を組んだ額ということで、6,000万円という数字でございます。

○委員長 確認です。700万円から1,000万円までが……。

○税務課長 527万8,000円ということで、この階層はちょっと少なかったです。

○委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 特に質疑はないようでありますので、税務課についてはこれまでといたします。

続いて、収納課のほうに審査を移します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長 それでは、収納課の所管につきまして、当該箇所を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

恐れ入りますが、平成29年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税、1目個人、2節滞納繰越分から、はねていただきまして、14ページ、15ページの最上段、5項都市計画税、1目都市計画税、2節滞納繰越分まででございます。

続きまして、大きくはねていただきまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段、14款県支出金、3項1目1節の徴税費委託金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段少し上になりますが、19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

下段の19款5項1目滞納処分費。

はねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

2目雑入、3節土地改良区費徴収交付金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。恐れ入りますが、138ページ、139ページをお願いいたします。

中段の2款2項2目収納費、139ページの事業欄、人件費等から、143ページ説明欄下段の納税相談事業まででございます。

次に、別冊の平成29年度当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページから7ページの上段にかけまして、一般財源調といたしまして、市民税滞納繰越分から、7ページ上段の都市計画税滞納繰越分、こちらは19款の諸収入の滞納処分費でございますが、歳入内訳等を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行いたいと思いますが、質疑はありませんか。

○掛布委員　51ページの中ほど、19款にあります延滞金、諸税延滞金1,800万円と、一番下の段にあります雑入の中の滞納処分費20万7,000円ということなんですけど、この違いというのはどういうことでしょうか。諸税延滞金というのは、滞納繰越分じゃなくて、いわゆる滞納のための加算された加算金という意味でしょうか。あと、滞納差し押さえによって処分して得られた処分金額ということなんですけれども、ちょっとごめんなさい、違いがよくわからないんです。

○収納課長　延滞金のほうは、先ほど委員さんがおっしゃったように、納期までに納められず、未納に残った分がその期間を経て、納めた期間までの期間で延滞金というものを余分に徴収させていただいたものです。滞納処分費と申しますのは、地方税の差し押さえや換価や配当金の際に経費として要したものを税金を徴収したときに先に充当させていただくというもので、例えば不動産を公売する際に不動産の鑑定とかを行います。また、自動車とかを差し押さえたときのレッカー移動代とか、差し押さえをするに関して経費を要したものは税金を納めたときに、先にかかった経費のほうに充当させていただいて、残った税額を本人様のほうの未納額のところへ充てさせていただくという性質のものです。

○掛布委員　そうしますと、例えば前の平成27年度の決算のほうを見ると、7,397万円の差し押さえ処分金額とあるんですけども、今回、滞納処分費が20万円ということは、それ相応の平成27年度並みの滞納処分は想定しているけれども、その中の必要経費として、この滞納処分に係る経費、差し押さえ代としてここに充当されて、残りは、差し押さえ、換価して得られた税

は、いわゆる滞納繰越分に予算としては入ってくると、そういう意味ですか。

- 収納課長　　ここにある滞納処分費というのは、未納であった方が納税をしていただく。こちらが差し押さえとかをして、納税をしていただいた場合、その差し押さえにかかった経費は、先ほどの諸収入の雑入の中の滞納処分費へ先に充当させていただくんですけれども、例えば500万円税を押さえました。その方のための費用が10万円ありますと。10万円は滞納処分費として、かかった経費のほうに充てさせていただいて、490万円はその方の未納の分に税金として納めさせていただくという形になります。
- 掛布委員　　さっき私が言ったので合っているということですね。
- 収納課長　　優先的にかかった経費を差し引かせていただいているということになります。
- 掛布委員　　143ページの下のほうに滞納処分事業ということで、19節負担金、補助及び交付金の滞納整理機構負担金50万円があるんですけれども、ずっと滞納整理機構に職員を派遣されていて、また新年度も派遣をされていくということなんですか。
- 収納課長　　滞納整理機構ですが、3年ごとに希望をとりまして、延長が続いているんですけれども、ことしも、6年たちまして、市町の意向として継続をお願いしたいということになりまして、3年延長になりましたので、江南市としても派遣をしていきたいという希望を持っております。
- 掛布委員　　どういう職員を今度派遣することになるんでしょうか。まだ決まっていないのかもわかりませんが、本当に経験を積んだ職員の方がどんどんふえてきていて、人手が、特に正職員が足りないという中で、もう本当にこの上さらに6年行って、入れかわり立ちかわり6年、いろんな方が行って帰って、行って帰ってしてきているわけなので、もうこの際、しっかり江南市の中で市民に対する対応というのにかかってもらったほうが、これ以上滞納整理機構で経験を積んでもらう必要というのは余り感じないように思うんですけれども、どうなんでしょうか。
- 収納課長　　委員さんがおっしゃるとおり、滞納整理機構に職員を派遣して6年目になります。毎年3年ずつ、滞納整理機構も各市の意向を聞きながら、延長するべきかどうかというようなことをしているんですけれども、参加し

ている各団体としては延長を望んでいると。おっしゃるように、6年たって、職員としても内部の異動もございますので、担当の課長といたしましては、整理機構があるうちは参加をさせて、貴重な経験として職員のスキルアップに努めていきたいと思っております。

- 掛布委員 滞納整理機構に参加するということと職員を派遣するということは、参加するイコール職員を派遣しないといけないということではないですよ。
- 収納課長 滞納整理機構に参加するということで、機構に入っているから職員を派遣するという形です。
- 掛布委員 同じ143ページの中ほどにコンビニ収納事業というのがあって、毎年監査委員さんの意見書の中に、コンビニ収納が便利だからどんどんふえているけれども、経費的には銀行口座の振り込みのほうがずっと安いので、コンビニ収納はもういいかげんにやめたからどうかとは書いてないんですけど、いいかげんにちょっと頭打ちにさせていただいて、安い口座振替とか、あるいは銀行、郵便局での振り込みのほうに重点的に移っていくようにやったほうがいいんじゃないかという、毎年そんな意見書が出ているんですけども、この点、コンビニ収納をちょっとは抑えようかということはないですか。
- 収納課長 委員さんおっしゃるとおり、口座振替をお願いしたほうが経費が一番安く、安全確実ということはもちろん念頭でございますが、納付の機会ですね。コンビニストアは日中働いてみえる方も夜間も納められるという利便性もありますので、今やっているものを廃止するというのはちょっと検討させていただくと。利用状況としては、納税の機会をふやすという意味では意義があることだと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 掛布委員 1件当たりの手数料と、銀行や郵便局での振り込みの手数料とどれほど違うものですか。それと、コンビニ収納というのはどんどん右肩上がりでふえ続けていると言えるんでしょうか。
- 収納課長 コンビニ収納の件数といたしましては、平成27年度は4万708件の利用がございました。平成28年度は1月末の時点で3万7,244件の利用があり、年々増加しているということがございます。

コンビニ収納は1件当たり手数料といたしまして60.48円の費用がかかっ

ております。口座振替の手数料ですが、ゆうちょ銀行ですと1件当たり10円、ゆうちょ銀行以外だと10.8円がかかるということで、経費から見れば、コンビニ収納のほうは経費が高いということでございます。

あとは、先ほど言いましたけれども、やっぱり納付の機会をふやすというのが大きな利点だと思っております。

○委員長　　口座振替を推進しますということをやったと思うんですけども、この納付書に。それはそれでいいんですけども、銀行か郵便局でできるだけ納めてくれということを書けないんですか、一言。

○収納課長　　確認させていただきますが、今の質問は納付書とか、そういうものに。

○委員長　　口座振替をお勧めしますと書いてありますよね。それはそれでやってもらえばいいんですけど、そうではなくて、窓口で納める場合も、銀行か郵便局をできるだけお使いくださいとか、そういうことを一言書けないですか。

○収納課長　　市役所にお見えになる方は出納室で現金納付をしてみえますので、来ていただいて納めていただくというのも貴重なあれですので、特に相談とか、窓口で未納の方に対してはお話することもあるんですけども。

○委員長　　そういうことじゃなくて、できるだけ銀行や郵便局を使ってくださいということは書けないですか、コンビニじゃなくて。

○総務部長　　今御指摘をいただいておりますコンビニ収納、1件60.48円と非常に手数料は高いということで、掛布委員御指摘のように監査委員のほうからも御指摘をいただいております。現段階では件数はふえる状況でございますけれども、これが将来的に全く右肩上がりかということもちょっと検証をしなければならぬというふうに思っております。そういったことと、それから、今、山委員長のほうからも御指摘がありましたように、口座振替の推奨というのは当然のこととやっておりますけれども、コンビニ収納を抑制するような御案内というのなかなか難しいのかなというように気がいたしますので、窓口ではケースケースによって御案内していくことになるのかなと。あくまでも私どもといたしましては、一番確実に安全な口座振替を推奨していくということで御理解をいただきたいと思っております。

○幅委員 クレジット払いというのは税金はできなかったですか。

○委員長 暫時休憩します。

午後 2 時 09 分 休 憩

午後 2 時 10 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に、幅委員より、クレジット納税ができないのかという趣旨の質問がありましたけれども、それに対しての答弁をお願いいたします。

○収納課長 クレジット収納についての御質問ですが、現在、平成28年度ですが、愛知県下38市中7市、半田市、春日井市、安城市、蒲郡市、大府市、知立市、長久手市でクレジット収納が実施されております。実施済みの7市は、納付機会の拡大、利便性の向上を目的として導入しており、クレジット収納利用者の多くが口座振替やコンビニ収納から納付方法を変更していると推測されますので、収納率の向上には結びつかないものと考えております。

ここ一、二年で急速に導入する自治体が増加しつつある納税方法でありますので、江南市といたしましても、7月にヤフー株式会社主催の公金クレジットの収納セミナーに参加し、情報収集に努めている段階でございます。引き続き、他市の状況等も参考にして、慎重に検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 愛知県はやっておりませんか。

○収納課長 愛知県におきましては、自動車税は実施しているということでございます。

○委員長 手数料の問題とかいろいろありますけど、検討してください。
ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 以上をもって、収納課の質疑は終わります。

続いて、総務課について審査いたします。

補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 総務課が所管する該当箇所について御説明させていただきます。
予算書をお願いいたします。

初めに、歳入についてでございます。18、19ページをお願いします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料でございます。

はねていただきまして、34、35ページをお願いします。

上段、13款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、説明欄の自衛官募集事務費委託金でございます。

はねていただきまして、42、43ページをお願いします。

中段、14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金、その下、4節統計調査費委託金でございます。

44、45ページをお願いします。

下段、4項県交付金、6目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

次に、その下の15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、説明欄の土地貸付収入でございます。

46、47ページをお願いします。

上段、2節使用料及び賃借料、説明欄の本庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、下段、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節建物売払収入及び2節土地売払収入でございます。

はねていただきまして、48、49ページをお願いします。

上段、2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

52、53ページをお願いします。

下段、19款諸収入、5項雑入、2目雑入、10節電話料収入、説明欄の総務課分、電話使用料でございます。

はねていただきまして、56、57ページをお願いします。

上段、11節雑入、説明欄の総務課分、情報システム等使用料から有料広告掲載料まででございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出についてでございます。90、91ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、4目行政事務費、説明欄の人件費等から、はねていただきまして、102、103ページをお願いします。下段の固定資産評

価審査委員会事業まででございます。

はねていただきまして、150、151ページをお願いします。

中段、4項選挙費、1目選挙費でございます。説明欄の選挙管理委員会事業で、152、153ページまで掲げております。

その下、5項統計調査費、1目統計調査費、説明欄の統計調査事業で、154、155ページまで掲げております。

最後に、450、451ページをお願いします。

上段、11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目庁舎等施設災害復旧費、説明欄の災害復旧事業でございます。

以上が総務課の所管する部分でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○掛布委員　93ページの中ほどにあります自衛官募集事業ですけれども、昨年まではここが9,000円だったんですけれども、この平成29年度予算から5万円ふえているんですけど、何か新しいことを具体的にやられるということなんですか。特定財源もそれに伴って同じだけふえていて、それと関連して、以前、来年度から自衛隊に行かれる方の壮行会みたいなものを市役所の中で毎年2月だったか、3月だったか、やっておられて、非常に驚いた記憶があるんですけれども、これも今やっていて、新年度もそういうことはやっていくんでしょうか。

○総務課長　1つ目の御質問ですけど、5万円につきましては、毎年懸垂幕を庁舎のほうで掲示しております。そちらの懸垂幕が破れましたので、自衛隊のほうに相談しましたところ、特定財源でお金がもらえるということをお聞きしましたので、そちらのほうで懸垂幕を購入していく予定でございます。

2つ目の御質問ですけど、壮行会につきましては、今年度につきましても3月に予定しております。

○掛布委員　懸垂幕というのは、自衛官募集といった文言ですか。

それと、壮行会ですけど、どういう予算でやられるんですか。この市役所の委員会室、たしかこの部屋でやっておられたような記憶があるんですけど、

いわゆる部屋の借り上げ料が要ると思うんですけど、それほどこか予算に入っているんですか。

○総務課長 懸垂幕のほうですけど、委員のおっしゃるように自衛官の募集の懸垂幕になります。

壮行会につきましては、今年度は防災センターのほうで予定しております、予算的にはどこにも上がっておりません。自衛隊のほうと協力して、自衛隊に入られる方を激励するということで行っております。壮行会という名称ではなくて、入隊予定者激励会ということになっております。

○掛布委員 今、予算がないと言われたんですけども、それこそ江南市主催ではないわけですね。そうしたら、やっぱり部屋の使用料というか、使用料収入というのがどこかに上がってないといけないと思うんですけども、それと、これって何人ぐらい毎年出席されるんでしょうか。

○総務課長 主催ではございませんが、自衛隊のほうと共催という形でやらせていただきますので、会議室の使用料についてはいただいておりません。

それと、ことしの激励会につきましては、9人の方が江南市のほうから自衛隊に入られるということをお聞きしておりますので、9人の方が出席されます。

○掛布委員 共催だったら使用料をもらわなくてもいいんですか。そんなふうになっていたんでしょうか。

○総務課長 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例におきまして、国、または地方公共団体において、公用、または公共用に使用するときにつきましては減免できるという規定がございますので、こちらのほうを利用してまして減免としております。

○掛布委員 別な質問ですけども、95ページの上段のところにコンピューター機器借上料というのがありまして、議案質疑の中でコンピューター機器借上料の中の1億4,200万円ほどが基幹系システムの犬山市との共同調達の部分になるよと、そんなような答弁だったかなと思うんですけども、これで間違いはないですか。

○総務課長 2億5,000万円のうちの約1億4,000万円ほどが犬山市との共同調達の分に当たります。

- 掛布委員　市長の施政方針の中にも、犬山市との基幹系システムの共同調達で事務の効率化だとか経費の削減とかいうふうになるんですけれども、これで経費、今まで基幹系システムというのは、江南市はNECで毎年1年契約で借り上げ料というのを随意契約でやっているということですか。
- 総務課長　入札で行っておりまして、契約につきましては6年の長期継続契約で行っております。
- 掛布委員　6年契約でやっていて、今回、犬山市との共同調達ということは、犬山市と江南市で基幹系システムの入札を共同でかけていくということになると思うんですけれども、そうすると、入札の契約事務、契約行為というのは、かなり厳密にいろんな契約の規則であったりとか、要綱であったりとかで、こうやってやるんだよ、こういう場合は一般競争入札だよとか、こういう場合しか随契でいけないよとか、いろいろあると思うんですけれども、江南市の中でやる契約行為についてはきちりいろんな規則とかで定められていると思うんですけど、犬山市と江南市で基幹系システムを共同で入札かけていくということになると、それをつかさどるといえるか、その根拠になる契約の規則といえるか、条例といえるか、そういったものは整備をされているんでしょうか。
- 総務部長　本会議の議案質疑でということでしたけれども、本会議のほうの議案質疑につきましては、コンピューター機器借上料の2億5,144万7,000円のうち、共同調達を予定しておる基幹系については幾らかということで約1億4,000万円というふうに答弁をさせていただきました。今後、犬山市と一緒にやっていくということの内容につきましては、まだ具体的中身等につきましては全く決まっておらない状態であります。ですので、機器の選定ですとか、それから、今おっしゃいましたような契約を進めていく上での法令等の問題につきましては、そういった課題につきましても、今後、犬山市とともに一つずつ協議、相談をさせていただきながら、いろんな課題を整理し、進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、現時点ではこういった御答弁しか申し上げられないということで御理解をいただきたいと思っております。
- 掛布委員　今のNECとの基幹系システムの契約が6年の長期契約という

ことなんですけど、その契約期限というのはことしの3月の末までということなんですか。

○総務課長 次の入札は、現在、平成30年度末から新しいシステムを導入できるように入札をかけていきたいと予定しております。ですので、実際の入札は平成30年度の夏過ぎから秋ごろにかけてになるかと思われれます。

○掛布委員 まだそんな先の話なんですか。じゃあ、予算の説明のときの2億5,144万7,000円のうちの1億4,200万円分が犬山市との共同調達の部分になるというのはどういう、説明が全然矛盾していて、もう即、契約にかかって、新年度から新しい共同調達の基幹系システムで幾ら安くなるんだろうなど今聞こうと思ったぐらいだったんですけど、全然今の説明と予算の立て方がおかしくないですか。

○総務部長 本会議の議案質疑の中では、コンピューター機器借上料の2億5,144万7,000円のうち、来年度以降予定をしておる犬山市との共同調達に当たる部分が何だといいますと、基幹系システムの部分。その部分について、今年度の予算でいくと2億五千万何がしの分のどの部分で幾らに当たるのかという御質問でありましたので、今回、平成29年度の予算案としてお願いをしておりますこの2億5,000万円の議論の中には犬山市との共同調達のことは全く入っておりませんが、この2億5,000万円のうち、将来犬山市との共同調達をしていく部分の予算は幾らかというお尋ねでありましたので、今回の平成29年度の予算の部分の一部として約1億4,000万円が想定できますというお答えをさせていただいたということでございます。

○掛布委員 でも、市長の施政方針だと、本当に新年度予算に当たって、こうやりますというんですか、新年度予算でやりますというふうにしかり聞き取れない、読み取れなかったんですけどね。共同調達を模索していきまうとか、これから検討に入りますとかいうんじゃないかと、共同調達をして、経費の削減、事務の効率化を図っていきまうというふうだったんですけど。

○委員長 暫時休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時50分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に予算説明書の95ページのコンピューター機器借上料に関する質疑が続いておりました。基幹系システムの共同調達についての話にも及んでおりますけれども、予算案でありますので、予算案の質疑から外れない程度で質問しなきゃいけないですし、答弁もそこまでしかできないと思うんですけれども、ちょっとわかりにくい部分がありましたので、当局のほうからでき得る限りで結構でございますので、整理して答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長 システムの共同調達につきましては、現在、犬山市と準備行為等を行っております、平成30年度の2月ごろをめどにシステムのほうを導入していきたいということで進めておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ということでよろしいでしょうか。準備行為をしているよという状況であります。

この点以外で、何か総務課に関して質疑はございますか。

○掛布委員 95ページの中ほどにあります情報システム改修等事業でマイナンバー制度のシステム改修ですけれども、これでもう改修というのはひとまず終わりということなんでしょうか。本格的な情報連携が始まっていくわけですので、これで終わりかということと、もう一つ、いつもだと国からの財源というのがあってシステム改修してきたと思うんですけれども、今回、それがのってなくて、全部市の一般財源、持ち出しということなんですけど、どういうふうになっていますか。

○総務課長 こちらのシステムの改修につきましては、一応現段階では平成29年度で終了というふうに伺っておりますが、法律等がまた変わってきて、システムの改修が必要となりますと、システムの改修費のほうも発生してくるかなと思っております。それから、財源につきましては、平成26年度から平成28年度におきましては国からの補助がございましたが、平成29年度以降についてはないというふうになっております。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 全体を通してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 総務課についてはこれで質疑が尽きましたので、続いて、会計課のほうに審査を移します。よろしくお願ひします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。予算書の50、51ページをお願ひいたします。

中段の19款諸収入、2項1目市預金利子及びその下の2目有価証券償還差益でございます。

次に、56、57ページをお願ひいたします。

19款5項2目雑入でございます。中段の会計課の業者用納品書売捌収入及びその下の愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。126、127ページをお願ひいたします。

上段の2款1項7目会計管理費でございます。右側、事業欄の人件費等から、1枚はねていただきまして、128、129ページ中段の庁用備品出納業務まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでありますので、会計課についてはこれで終わらせていただきます。

続いて、監査委員事務局について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管につきまして、予算書の該当ページを申し上げさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。154、155ページの中段をお願ひいたします。

2款6項1目監査委員費、右側説明の事業欄の人件費から、はねていただきまして、156、157ページ、右側説明の事業欄の最下段、愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　そうしましたら、私が委員として発言したいと思ひますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代させていただきます。

○副委員長　それでは、委員長にかわりまして、議事を進めさせていただきます。

○山委員　お時間をとらせていただいて恐縮ですけど、1点だけ確認をさせていただきたいですが、毎年秋ごろに行政監査を実施されておると思ひますし、その報告も議会に提出されていると思ひますけれども、新年度において、行政監査のテーマとしてどのようなことを考えておられるのか、お聞かせいただけませんか。

○監査委員事務局長　行政監査につきましては、定期監査と同時に毎年行っております。定期監査自身は、市役所の全ての課を2年周期で全て実施するという形でございますが、今回、定期監査のほうは平成28年度、平成29年度という形で半分ずつという形でございますので、平成28年度に実施した残りの課、13課につきましては平成29年度も行政監査のほうを行わせていただくということで、テーマにつきましては、平成28年度、平成29年度、同じテーマという形で、委託契約における随意契約状況についてという形のものを、定期監査の資料も使いつつ内容の確認をさせていただいておるということでございます。

○副委員長　それでは、また委員長にお返しをいたします。

○委員長　どうもありがとうございました。

ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、監査委員事務局についての審査はこれで終わらせていただきまして、続いて、消防本部総務予防課について審査したいと思います。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○総務予防課長　それでは、総務予防課の所管につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳入でございます。予算書の22、23ページをお願いいたします。

下段にあります12款1項6目1節消防使用料でございます。

次に、28、29ページをお願いいたします。

中段にあります12款2項6目1節消防手数料でございます。

続きまして、46、47ページをお願いいたします。

上段でございます15款1項1目2節使用料及び賃借料の総務予防課でございます。

続きまして、52、53ページをお願いいたします。

中段でございます19款5項2目雑入、8節公務災害補償基金支出金。

続いて、56、57ページをお願いいたします。

中段でございます同じく11節雑入、総務予防課でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。大きくはねていただきまして、334、335ページをお願いいたします。

9款1項1目総務予防費の人件費等から、354、355ページ中段の液化石油ガス届出受理等事業まででございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行いたいと思いますが、質疑はありませんでしょうか。

○掛布委員　347ページの中ほどにある消防団充実強化学業のところに、女性消防団員の報酬とか費用弁償、全国大会に出場するためのいろんな強化学業のいろんなものをそろえたり、支援する費用だと思えるんですけども、これまでも女性消防団員は見えただけで、これまでも報酬は払っていたと思えるんですけども、どこがどんなふうに違ってきているのかというのを説明していただきたいのと、あと、全国大会はどんな大会、何をやる大会になるのか。そのための訓練というのはどんなふうに取り組まれるのかをちょっとまとめて教えていただきたいと思います。

○総務予防課長　まず、1点目でございますが、平成28年9月24日から主に

土曜日に集まり合同訓練をしています。平成29年度には全国大会がありますので、4月から9月30日までの期間、毎週土曜日を基本に合同訓練をしまして、計50回の練習日を設けて実施していく予定です。1回の練習に最大10人の費用弁償として、50回分、500人分ということで予算計上をしております。

2つ目の御質問ですが、指揮者初め操作員が3名、補助員を入れまして6人でしますが、軽可搬ポンプというものを使いまして、操作員の方が軽可搬ポンプを水利につけまして、ホースを延長させていただいて、的を狙って、的が倒れるまでの節度とかタイムを競う訓練であります。これは毎年ではなく、隔年ということです。全国大会は2年に1回ということですよ。

○掛布委員 女性消防団員の服装というか、よく消防団観閲式とかに行進される服装はスカートで、バッグを肩にかけ、ハイヒールで行進されていて、いわゆる日ごろの女性消防団員の活動と今回の全国大会で競われる、本当に消防団の各分団が参加する操法大会と同じようなレベルの大会になると思うんですけど、かなりのギャップがあって、日ごろの活動と全然違う内容で、こういった場所で、基本となる消防車両とかはどのようなものを使ってやられるんでしょうか。

○総務予防課長 男性の場合はポンプ車で車を使いますが、女性の場合は台車に載りました軽可搬ポンプということで、ホースも、男性の場合は65ミリのホースを使うんですけども、女性の場合は40ミリというちょっと細いホースを使わせていただいております。

現在、今のところ、先ほど答弁しました9月24日から訓練は実施しておりますが、最初のうちは消防庁舎の訓練場を使用しまして、最近、布袋北小学校のグラウンドのほうでもやり始めさせていただいております。

○掛布委員 そうしますと、今までの女性消防団員の活動というのは、いろんな啓発活動とか、そういったものが主だったわけですけども、今回、いきなり全く違う活動でもって全国大会に出ないといけないということになったわけですけども、これから、終わった後、女性消防団員の活動の形態というのは変わってくるわけでしょうか。

○総務予防課長 女性消防団員の活動にありましては、委員おっしゃられるとおり、主は啓発活動でございます。今回、去年の経緯ですが、5月ごろに

県の防災局、愛知県消防協会のほうから、江南市女性消防団が存在するという
ことで全国女性消防大会の出場希望調査というのがございまして、そのと
きに江南市のほうから手を挙げさせていただいて、団幹部等とも相談させて
いただいて、その後、連絡がございまして、決定通知書、決まりましたとい
うことです。今後にありますは、今のところは先ほど申しました啓発が主
ですが、先になりましたら、また団幹部のほうと協議、相談させていただい
て、そこらあたり、女性消防団員にありましてはどうさせていただくかとい
うのは、今のところ決まっておられません。

○消防長 今後のことなんですけれども、終わった後、一つのPRとして、
今後も軽可搬のポンプ操法を継承していってもらおうということをお願いして
いきたいとします。先ほど課長のほうも、ホースの細いのということで女
性の方も使われるということで、これから震災等々もございまして、役に
立つということで、女性消防団にありましては、広報だけじゃなく、こうい
うのもやっているよというところをお願いしていきたいとします。以上で
す。

○伊神委員 今の2年に1回の全国大会というのは、行われる場所というの
は毎年決まったところか、順繰りに移動していくのか、どちらですか。

○総務予防課長 先回はおとしになります、横浜市でございまして、今
回、秋田県と決まりましたのは、日本消防協会のほうで協議された結果、秋
田県のほうが手を挙げられて秋田県と決まったというような経緯でございま
す。

○掛布委員 こだわっちゃって済みませんが、女性消防団員の制服なんです
けれども、かなり私は違和感を感じていまして、スカートでハンドバッグを
持って、ハイヒールを履いて、観閲式とかに行進されるというのは、もう少
し活動内容とか、幾ら啓発が主であっても、本当に身軽に動き回って、市民
の中に救助に入っていける、もう少し機動性のあるような服装に変えていた
だくことも必要ではないかと思うんですけど。

○総務予防課長 式典にありましてはスカートですが、ズボン等もあります
ので。活動服。

○伊神委員 345ページの中段の工事請負費で女性用仮眠室改修工事費とい

うことで676万1,000円計上されていますけど、この改修するところは今まで使っておったところなんですか。

○総務予防課長 消防庁舎3階の階段を上がっていただきました右側北側にありますが、小会議室というところがございます。

○伊神委員 その広さはどんなもんですか。

○総務予防課長 51.9平方メートルになります。

○伊神委員 そんな広くないね。

○総務予防課長 中は個室ではないんですけど、2人、女性の方が仮眠できるということで、ユニットバスを置かせていただいて、ロッカーとかも入りますし、当直ということだと最大6人まで、3当務ですので、職員が交代で。

○伊神委員 女性だけで6人。

○総務予防課長 いえいえ。

○伊神委員 女性が当直のときは何人なんですか。

○総務予防課長 現状は1人を予定しております。

○伊神委員 女性1人でということね。2人までは仮眠室というのは使えるようにつくるわけですね。

○総務予防課長 はい、そのとおりです。

○掛布委員 341ページにあります消防団運営費交付金と費用弁償の関係でお尋ねしたいんですけども、消防団の方々に対する報酬、あるいは支給されるものは、いわゆる報酬と出動1回につき幾らという費用弁償と、あと消防団、分団当たり幾ら、人数も掛けた消防団運営費交付金になっていると思うんですけども、実際各地の消防団は全くこれでは活動ができないレベルの少ないお金でしかなく、あるところとないところとばらばらだと思うんですけども、私のいる地域では、第2分団の古北地区のほうでは、各自治会、区に協力をお願いして1戸当たり500円という協力金を集めて、それと団員が拠出した費用弁償と消防団運営費交付金を合わせて、それで団を回している状態です。第2分団の古北地区のほうだけでいくと、地区からの協力金が年間100万円も出ているんですね、合計で。それで、毎年毎年回っていつているような状況で、消防団を確保しないといけないと言いつつ、市の消防団

の運営費の交付金が少ないということとかあって、地元に余りにも甘え過ぎているんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。あと、地域によって、そういうものを出しているところと、出していないで、これだけで運営しているところがあるということなんでしょうか。それぞれの地域によって、同じ消防団の人たちでも全然違う経費でもって運営しているような感じがあって、実態がわからないんですけれども、江南市のほかのところはどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいです。

○総務予防課長　消防団、1分団から5分団ございまして、各分団、地域のほうからいただいているということは伺っていますが、金額にあってはわかりません。

○掛布委員　そうすると、地域から協力金をいただいているところはどこですか。それぐらいはわからないですか。

○総務予防課長　各分団、各区によって金額等は違いますが、ほとんどの区のほうからいただいているということでございます。

○幅委員　先ほどの補正とか、先日追加議案で出てきた報告第3号なんか、要は事故のことなんですけれども、さっき聞いてもよかったんですけど、原因というのはそれぞれ分析されて、私どもの会派の中でもどんな原因だろうねという話はして、大体こんなところかなというのはあるんですけれども、予算的に見ると、それに対応するような予算手当てというのはちょっと見てとれないんですけれども、とはいっても、事故も起こるということで、ある意味ではこの程度で終わっていていいんですけど、いつ何どき人身にかかわるような事案が発生するかもわからないという中で、やはりそれを予防するというか、何らかスキル不足の点は補うようなことはやらなきゃいけないと思うんですけど、その辺に対してはどんな考え方を持ってみえるのか、お尋ねをしたい。

○総務予防課長　事故にありましては、全国市有物件災害共済会の保険に入らせていただいておりますので、そちらを使わせていただいております。今回も使わせていただきました。

あと、運転手のスキルでございますが、前々からもそうでございますが、毎週水曜日は運行訓練ということで、本署の大きい車から小さい車、約30分

ほど運行訓練ということで訓練をさせていただいております。水曜日が雨になった場合には土曜日に実施する。土曜日が雨であれば中止になりますが。

○消防長　先ほどのことなんですけれども、機関員になられる方、3年で大体なるんですけれども、毎年、江南自動車学校の敷地を借りまして、消防団とともに、うちの機関員になる人も入れて、安全運転という訓練をしています。そして、3年に1回なんですけれども、場所はつくば市のほうで緊急車両の安全運転の講習ということで3日間、そちらのほうに3年に1回出かけることにしていますので、その検証として江南自動車学校で行っているということでございます。

○委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　そうしましたら、委員として発言したいと思いますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代させていただきます。

○副委員長　それでは、委員長にかわりまして議事を進めさせていただきます。

○山委員　私から、343ページにあります消防指令センター共同運用事業負担金について、関連して幾つかお尋ねしたいと思うんですけど、これは、去年に比べて増額となっているかと思うんですけども、その増額の要因をまず簡単に御説明いただけますか。

○総務予防課長　平成28年度の通信機器の貸し期間の終了に伴い、平成29年度から1年分の委託料の経費が発生することから、前年度と比べて1,415万2,000円の増をさせていただきました。

○山委員　それで、午前中の質疑の中でもありましたけれども、消防の広域化というのは、要するに自治体で言えば合併みたいなものですよ。そこまではちょっといかないけれども、通信指令、私、素人から見て、119番を受けるところは一緒にやりましょうよと。その部分は共同でということなんですけど、広域化のメリットというのは横に置いておいて、共同運用でやるのと、そうでなくて、今までどおりそれぞれの自治体でやっていくのとは経費の面でどれぐらいの差があるのか。その差があればメリットなんですけど、江南市にとっては。それをちょっと分析というか、シミュレーションされた

ことはあるのかどうかということをお尋ねしたい。

○総務予防課長 実際したことはありませんし、わかりません。持ち合わせてございません、今のところ。

○山委員 やっぱりそれなりのメリットがあって共同運用に参加しているわけなんで、特に経費面だとか、あるいは通報が入った場合に迅速にいけるかとか、そういうことを、いずれまた決算にも出てきますし、議会で問われると思うんで、やはり何でやったんですかというときに答えられるような感じで、その辺研究というか、分析をお願いしたいと思います。

○消防長 金額でございますが、多分最初の平成26年度ぐらいのときだと思いますが、金額をはじき出して、共同でやったほうが安くできるということで、最初7億円ぐらいだったかなと思うんですけれども、金額的にちょっと定かじゃございませんが、共同でやるともう少し安く、4億円ぐらいでできるよというようなことで共同化が始まったというふうに聞いております。数字の面については、ごめんなさい、ちょっとわかりません。

○山委員 いずれまた決算でとか、来年度も同じような予算が出てくると思うんで、そういうときにきちっと具体的な数字を示して、皆さんに納得いただけるようにその辺はちょっと研究をしてください。

それと、もう一つお尋ねしたいんですけど、小牧市と共同でやっているわけですね、小牧市のあるところで。6つの組織からそれぞれ派遣されてきているわけですね。そちらに行っている方からちょっと聞いた話なんですけど、やはり職員のスキルというか、レベルもアンバランスがあって、そこが課題じゃないかというようなことも聞きましたし、あともう一つ、江南市から5人でしたか。聞くところによると、今年度末でおやめになられる方もいらっしゃる。そうしますと、内示が出て、4月1日にいきなりあそこへ行って、即電話がとれるかというとなかなか難しいと思うので、その準備行為で何かやっておられるのかとか、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

○総務予防課長 年明けに数名研修に行っ、実施をしております、2月から。辞令前ですので、誰が行くということはまだわかりませんが、数名。委員長言われた2名の方がかわられるということです。

○山委員 それで、レベルにいろいろアンバランスがあるということなんで

すけど、その辺の認識はお持ちですか。

- 総務予防課長 はっきりと認識はしておりませんが、センターのほうから、センター長以下、担当者、あとは当直ということで、課長、課長補佐、係長というぐらいが役職ではついていますが、そこまでの認識等はありません。
- 消防長 今回のレベルのアンバランス、スキルのアンバランスということなんですけれども、多分個人の考え方の中の一つかなと思われれます。実際にこちらのほうにはそういう話は来ておりませんので、よろしく願いいたします。
- 山委員 それはちょっと個人の認識の差があるということで、見解の相違ということで受けとめておきたいと思いますが、派遣期間ですとか、人数とかというのはある程度内々で決めているんですか、3年間とか5年間とか。
- 総務予防課長 目安ですが、3年です。
- 副委員長 それでは、委員長にお返しをいたします。
- 委員長 時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

ほかに、皆さん、質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、総務予防課の質疑はこれで終わらせていただきまして、続いて、消防署について審査いたします。

消防署についての審査に入る前に、急遽ですけれども、税務課のほうから答弁があったんですけど、一部訂正させてもらいたいという旨の申し出がありましたので、訂正のほどをお願いいたします。

- 税務課長 先ほど税務課所管の当初予算を審議していただく中で、掛布委員さんから藤花ちゃんのナンバープレートの在庫について質問いただきましたけれども、平成26年度、60周年記念事業の一環として1,500枚を作成し、1,267枚の在庫でございますということでお答えを申し上げましたが、この1,267枚がちょっと古い資料でございますので、平成26年度末の数字でございます。その後、交付を進めまして、平成27年度末には1,082枚、平成28年度に入りまして、きょう現在で951枚の在庫というふうになっております。平成28年度きょう現在で951枚の在庫となっておりますので、大変申しわけありませんが訂正のほうさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

す。

○消防長 先ほどの共同運用のメリットといたしまして、人員のメリットが
ございます。今、5人派遣で行っておるんですけれども、実質はこちらで9
人でやっていたのが4人の人件費のメリットがございます。

それから、消防団の区からのというのはうちのほうは把握しておりません
ので、そこだけ訂正しておきます。お願いいたします。

○委員長 ということ、答弁の訂正追加がありました。

この件についてはよろしいですかね。

[挙手する者なし]

○委員長 そうしましたら、消防署についての審査に移りたいと思いますが、
補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長 消防本部、消防署所管の当初予算につきまして御説明を申し上
げます。

歳入はございません。

歳出について御説明申し上げますので、予算書の354、355ページをお願い
いたします。

中段にございます9款1項2目消防署費、人件費等から、少しはねていた
だきまして、364、365ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の43ページに新設の消火栓
設置位置図を、44ページに震災対応可能防火水槽位置図を掲げておりますの
で、後ほど御参照賜りたいと存じます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 357ページの一番下の欄ですけれども、消防水利整備事業の中
で、消火栓維持管理負担金405万3,000円、簡易消火栓等修繕工事負担金
1,290万3,000円というのがあるんですけれども、この内容を教えていただき
たいんですけれども、各地区には道路等に埋まっている簡易消火栓というの
があつて、それがなかなかふたがあかなくなっちゃつていたりとか、維持管
理というんですか、きちんといつも使える状態で地域の人たちが維持するの

も難しいですし、あと、赤いボックスの中にホースとかが入っていて、それも毎年地区で点検ということであるんですけども、やっているところでは、実際出して、伸ばして、水を入れたら、だだ漏れだったというホースもあって、そのホースの修繕とかにもそれぞれの区、自治会でお金を払って修繕をしているような状況があるようです。地域で自主的に点検し、管理をしているようなホースとか、簡易消火栓についての費用というのはここに入っているのかどうかということです。

○消防署長　　まず、1点目の消火栓維持管理負担金事業でございますが、こちらのほうは消防隊が使います消火栓の維持管理負担金でございます。ちなみに根拠といたしまして、月6,000円掛ける675基の消火栓と、あと来年度、先ほど説明させていただきました新設の1基がございますので、この新設の1基に関しましても、1基当たり3,000円ということで、維持管理のほうを水道課のほうにお願いしまして、負担金という形をとらせていただいております。

公設消火栓、例えばふたがどうかなったとか、水漏れが起きたとか、あるいは水がうまく引かないという消火栓の水没なんかもございますので、そういう部分に関して、水道課にお願いして、維持管理をしていただくという部分になっております。

続きまして、2点目の簡易消火栓等修繕工事負担金事業でございますが、こちらのほうは、先ほど掛布委員御指摘のとおり、消防隊が着くまでの初期消火ということで、40ミリの簡易消火栓を住民の方が使っていただくときの修繕費用になっております。先ほどおっしゃられた部分なんですけれども、我々のほうでは、水を出す金具までが責任というふうに今のところ考えておりまして、先ほど御指摘のありましたホースですとかというのはそれぞれの区のほうで管理していただくというお願いをいたしております。ちなみにこの簡易消火栓の修繕なんかですと、例えば民地に立ち上がり、いわゆる地上に頭が出ているやつを、邪魔だから場所をいざけてくれと申し出があった場合なんかに、道路のほうに埋設したりですとか、あるいはバルブから水漏れがしたり、あるいは簡易消火栓自体がくぼんでへっこんだりした場合に、地下の部分のボックスを修繕してくれというようなことがございますので、そ

のための費用でございます。こちらのほうも不備があるたびに水道課のほうにお願いして修繕をしていただいております。ちなみになんです、平成27年度の実績でいきますと、簡易消火栓にありましては51基の修繕ということでございまして、なかなか思った以上に費用がかかるものですから、優先度の高いところから修繕をしていくという形をとっておりますので、よろしくお願いたします。

○掛布委員　　今の説明を聞いていますと、消防隊が使う大きな口径の消火栓については定期的に水道課が維持管理に努めているということなんですけれども、簡易消火栓については、地元から不都合が起きて、これじゃあいかんとかいう訴えがあったときに水道課にお願いして、その都度修繕をするということで、定期的に巡回をすとか、潰していくような形で簡易消火栓の状態を良好に保つような、そういった取り組みというのは消防署としては何もやっていないと。やる事業がないということですか。

○消防署長　　申しわけございません。簡易消火栓に関しましては、お住まいの方、もしくは区長さんを通じて、不備があるという申し出をいただいたものに関してということで、我々のほうで定期的に回っていると、そういうことはございません。

○伊神委員　　説明資料の43ページと76ページと同じ場所なんですけど、新設消火栓ということで、道路の真ん中ということですか。

○消防署長　　申しわけございません。図面よりは若干東よりというふうで聞いております。

○伊神委員　　76ページだとど真ん中だけど、すぐ北が10メートルぐらいで堤防なんですよね。堤防で、いわゆる交通量の多い大通りですから、南北も東西も。おおよそこのそばで消火栓をつくった場合、もし火事とかがあったときに、このところを全部とめるといとか、交通渋滞が逆に起きて、2次災害とか、そういう可能性もあるから、もう1本南に小さい道路がありますので、そちらのほうでつくるということはできないんですか。そのほうが安全面から考えたら、大通りより私はいいと思いますけど。

○消防署長　　申しわけありません。消防といたしましては、防火水槽と消火栓、両方で水利包含という形をとらせていただいておりますので、伊神委員

おっしゃるとおりなんですけど、この道路を少し南のほうに行きますと、防火水槽がございまして、消火栓としてはこの位置が最適ということで考えさせていただきました。

○伊神委員　どうしても要るからつくっておると思うんですけど、本当に交通大渋滞のど真ん中につくっておるということになりますから、この辺もうちょっと考えて、小さい道路なら当然通行どめするからいいんですけど、大通りで、知らんで、みんな来るから、大渋滞になるから、やっぱりその辺は考えて、もうちょっと狭いところにつくってほしいなと思います。いざ火事が起きたら大変だよ。

○消防署長　一応こちらのほう、消防自動車、ポンプ車というものが水利部署いたしますので、余り狭い道路ですと、かえって上手に水利部署、水が送れないという状態もございまして、御理解いただきたいと思います。済みません。

○委員長　ほかに何かございしますか。

[挙手する者なし]

○委員長　消防署についての質疑はこの程度で終結させていただきます。

全ての部課の質疑がこれで終わるということになりますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長　これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 45 分　休　憩

午後 3 時 45 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第17号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

○委員長 もう一つ、実はありまして、先日出された追加議案がありますので、議案第24号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条、歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長 それでは、平成28年度江南市一般会計補正予算（第9号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

追加でお渡ししました議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。お願いします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようでありますので、これをもって質疑は終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後3時47分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 3 時48分 休 憩

午後 3 時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんに御相談がありますが、当委員会への傍聴の申し出がございました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしということでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

請願第13号 「共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）」の新設に反対を求める意見書採択の請願書

○委員長 引き続き、請願第13号 「共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）」の新設に反対を求める意見書採択の請願書についてを議題とします。

事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 それでは、議場でお配りしました請願文書表をごらんいただきたいと思ひます。

朗読させていただきます。

請願第13号、平成29年2月28日受付。件名、「共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）」の新設に反対を求める意見書採択の請願書。

請願者、江南市宮後町王塚12番地、矢田強一、ほか86名。

紹介議員、森 ケイ子、東 義喜、掛布まち子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2をごらんいただきたいと思ひます。

「共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）」の新設に反対を求める意見書採択の請願書。

請願趣旨。

「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれた共謀罪新設法案は、「国連越境

組織犯罪条約」の批准に伴う国内法の整備として、2003年3月に初めて国会に提出されました。以来、3回にわたって継続審議・廃案を繰り返してきた問題法案です。

政府が幾ら共謀罪の名称を「テロ等組織犯罪防止法」に改め、適用法律を限定しようと本質的な中身は同じです。法律違反について行おうと話し合い、「合意」しただけ、その準備さえ始めなくとも処罰されるというものです。対象となる法律違反は、殺人、誘拐などの重大犯罪のみでなく実に広範で市民生活の隅々にまでかかわります。話し合い、合意することと、実際に行動することは全く別のことです。共謀罪は、憲法の保障する内心、言論・表現・結社の自由を侵し、犯罪を実行しなければ処罰しないという日本の刑法体系を根本から覆すものです。このような法律をつくってよいわけはありません。共謀罪の対象は話し合うことの内容です。思想弾圧に使われた戦前の治安維持法の再来を思わせます。犯罪が生じていないのに共謀を立証するためには警察の権限が拡大し、盗聴、対象団体へのスパイの潜入や密告の奨励など市民相互の信頼が失われ、厳しい監視社会となっていきます。自由に考え、議論したり、まして政策批判をすることもできなくなってしまうと私たちは危惧します。共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）の新設は、自由と人権と民主主義の死をもたらすでしょう。

私たちはこの法案の新設を絶対に認めることはできません。共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）を新設しないよう政府に意見書提出することを強く求めます。

請願事項。

「共謀罪（テロ等組織犯罪防止法）」の新設に反対を求める意見書の採択。以上です。

○委員長　この請願について、意見陳述の申し出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。

また、陳述出席者については2名を希望しておられるようであります。

意見陳述をこの際許可といたしたいと思いますが、御意見はございません

でしょうか。

[発言する者あり]

○委員長　こちらに出てきていただいて、お話しする方はお1人ということで、それで、もし何か皆さんから御質問、御意見等があれば、こちらに聞いていただくということで、その際は2人の方のどなたかに答えていただくということにしたいと思います。初め話すのは1人ということで、5分以内ということで、陳述を許可ということでまずはよろしいでしょうか。

意見陳述についてはこれを許可いたしたいと思いますので、陳述を希望される方は前のこちらの席のほうへお願いいたします。

あらかじめ申し上げます。

ちょっと重複いたしますが、陳述者の方はお1人でお願いをいたします。陳述時間はおおむね5分以内ということで、時間の制約もありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○陳述人　私は、日本国民救援会尾北支部の矢田と申します。

初めに、共謀罪創設に反対する意見書請願の審議に当たり口頭意見陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今、安倍自公内閣は、共謀罪を創設する法案の国会に向けて、今月18日、きょうのニュースによると、10日をめどにというのは取り下げたという話ですけれども、国会提出の報道がされておまして、予算審議や報道によって、国民の多数がその法案の中身について危惧しています。

共謀罪については、思想・良心、言論の自由を侵す危険な法案であることから、2003年、2005年、2009年の過去3回にわたって廃案にされました。

では、今、なぜ共謀罪なのかといいますと、一昨年9月19日に安保法制が強行されて、自衛隊が海外で武力行使を行うことが合法化され、戦争する国づくりが一段と進みました。

1989年の消費税強行成立以来、この法案は重要法案と位置づけられて、自民党でも国民の思想統制をしていく上で欠かせない法律ということで、重視して取り組まれてきているものであります。

共謀罪は、犯罪を実行していないのに、話し合い、合意しただけで犯罪と

するもので、自由に考え、討議する民主主義の土台を揺るがすものであり、明らかに憲法違反だということです。

共謀罪の名称をテロ等組織犯罪というふうに変えても、テロ対策やオリンピック開催のための国際組織犯罪防止条約の批准といえますか、この条約は国際的なマフィアを取り締まる条約であって、テロ対策とは全く関係ないということで、法案の最初にも「テロ」というのはなかったわけですが、急遽、先日のニュースでいくと、「テロリズム」という言葉を入れてごまかすというような中身になっています。

今でも殺人など重要犯罪には、予備罪や共同正犯等々の国内法も整備されており、共謀罪が適用される犯罪の対象の多くはテロとは関係ない市民生活にかかわるもので、労働組合や市民運動も捜査の対象にされてしまいます。

既に強行された秘密保護法や盗聴法の拡大、司法取引の導入に加えて、共謀罪が創設されれば、物言えぬ監視社会、密告社会を生み出す危険が高まり、戦争する国づくりが一層進むということになります。

報道されておる共謀罪の骨子では、長期4年以上の刑を定める犯罪について共謀であること。共謀というのは、2人以上で相談し合うということですが、殺人以外にも、万引き、窃盗、無銭飲食、詐欺、業務上過失致死等、676以上の法案がこの4年以上ということに含まれるわけですが、政府もそれではいかんということで、100近く絞って法案を提出しようとしているわけですが、その法案の本質は変わらないわけで、犯罪が起きてから取り締まるのではなくて、起きる前から取り締まると。ここが重要な点であります。

では、犯罪しようとしているかしていないか、その判断を誰がするかといえば、警察、国家権力そのものが判断をするということですから、組織犯罪集団としての活動が行われているかどうかということは、また犯罪の目的、継続性、要件にかかわらず、ある時点で変質したと。変わったといえば、それで取り締まることができる。

開発計画に反対する住民団体が座り込みをして、体を張って阻止しようという方針を決めたとしますと、そのために参加者全員が弁当を買いに行こうということで、威力業務妨害罪が成立する準備罪が整っていくということにもなります。ですから、そういう段階で強制捜査だとか逮捕もあり得るとい

う事態になるということで、国民が文句を言うと目をつけられる。やめておこうというような萎縮効果をつくり出して、民主主義の根幹である一人一人が自分の意見を持ち、自由に主張することができるという原則を押し潰してしまう。憲法 of 思想信条の自由を潰すということになりますし、意見書の案にも書きましたように、戦前の治安維持法が実際に労働運動だとか、いろいろな市民運動を取り締まってきた現況であり、それが日本の戦前の戦争につながっていったという歴史から見れば、絶対繰り返してはならんというふうに思います。

現在でも、警察は監視社会ということで、防犯カメラだとか、盗聴器を使って、いろいろ動いている。マスコミでも報道された大分県警が労働組合に監視カメラを設置して見張るとか、大垣市では市民運動の取り組みに対して、風力発電事業に反対する取り組みを事前にレクチャーして、業者に伝えて、そして反対運動を押さえ込もうと、そういう監視活動をやるということが現に行われておりますので、ぜひ改めて共謀罪がここで成立するということになったら、市民の大きな生活基盤やそういうのが脅かされていくということにもなりかねるので、ぜひ反対の意見を上げていただきたいというのが私の意見です。

○委員長　これより委員の皆さんから、陳述出席者の方々への質疑を行う時間が設けられておりますので、質疑していただくことができます。

それで、陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑は、お2人のうちのどなたかで対応していただきたいと思います。

ただし、逆に陳述出席者のお2人の方から委員に対しての質疑はできませんので、あらかじめよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆さんから、何か陳述者の方に質疑、御質問等ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　陳述出席者の方への質疑がないようでありますので、質疑はこれをもって終結ということにさせていただきます。

陳述出席者のお2人の方は傍聴席のほうにお戻りいただきたいと思います。それでは、これより請願の審査を行いたいと思います。

お一人お一人の委員の方に御意見をお聞きしたいと思いますが、どなたからでも結構ですので、御意見はございませんでしょうか。

○幅委員　私は、この意見書採択には反対、不採択を支持するという立場で意見を述べさせていただきます。

まず、先ほども陳述者の方が言われましたように、閣議決定も見送られているということで、政府与党間で詳細についてはまだまだ詰めをされているという段階であるという点。それから、2000年に採択をされた国際組織犯罪防止条約の締結には、日本国として、共謀罪の国内法の整備が必要であるというふうに私も思います。それで2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて国際的な立場をしっかりとさせるという意味で、この国内法を整備して、この条約の締結をするという手続を進めるということは私は賛成をいたします。

中身についても、さまざまな議論の中で、対象の団体が組織的犯罪集団という定義にされたり、対象の犯罪も277に絞られたりということで、我々市民が日常生活で、もちろん2人以上でさまざまな議論をすることは当たり前のことでありますけれども、そのような当たり前の市民生活に害が及ぶということは到底考えづらいといえますか、想定する必要はないという法案であるというふうに私は思っております。

そうした点、また2000年以降であれば、翌年に発生をした9・11、また最近のI S I Lの事案、いろんな国際的なテロというものも、この条約以降、今日に至るまで過激さを増している国際的な環境を考えると、日本国として、この条約の締結に向けた国内法の整備や、またもちろん議論を進めることは必要であるというふうに思いますので、この意見書採択については反対という立場で意見を述べさせていただきます。以上です。

○掛布委員　私は、紹介議員の一人として、ぜひ閣議決定の前だからこそ、国会に提出されないためにも、今、江南市議会として、共謀罪の新設に反対する意見書をぜひ政府、国会に上げるようにこの意見書を採択していただきたいと思います。

閣議決定が見送り中で、まだどうなるかわからないということ自体が、この法案がそもそもいいかげんであるということの証拠だと思います。

テロ防止といいながらつくられたはずなのに、文言の中に「テロ」という言葉が全く入っていない。どういうことだということで、これがこの法案がテロ対策じゃないということのみずから暴露したようなことに今なっていて、今、政府与党内でももめているということです。

それで、今、幅委員のほうから、日本として、国際組織犯罪防止条約を締結するために今回の共謀罪法案というのが必要だと。政府はそんなふうに宣伝をして、何とか共謀罪というのを導入しようとしているわけですがけれども、請願者の方がしっかりと説明いただいたように、そもそも国際組織犯罪防止条約というのは、テロとは全く関係のない内容の犯罪、いわゆる金銭的なもの、マフィアとか、麻薬、人身売買、資金洗浄などを防止する目的の国際防止条約ですので、そもそもテロの防止の条約ではないわけです。だから、関係がない。いわゆる共謀罪がなくても、今の国内法の整備だけで十分この国際条約というのは締結することができるということは、刑法学者とか法律学者がしっかりと述べているように明らかだと思います。

安倍首相が宣伝していますオリンピックに備えてテロ対策でやるということ自体が全くでたらめの説明だと思います。実際にテロの防止のために必要な重大な犯罪については、もう未遂段階、準備段階で取り締まるような国内の法整備というのが十分できているので、今さらこの共謀罪をつくる必要は全くないということは、国会の中でも、いろんな刑法学者の中でもしっかり論破され済みの問題ですので、しっかりそのところを認識しないといけないと思います。

一般市民の生活に害が及ぶとは到底考えられないということなんですけれども、第2次世界大戦前に本当に暗黒政治に突き進んでいって、いわゆる思想犯罪から始まって、一般の宗教団体から教育団体から、市民生活全部が監視の対象になって、ちょっとでも戦争反対、あるいは政府に対していかななものかというような姿勢を見せただけでも、もう既に訴えられる。密告をされて、取り締まられる、捕まってしまうという、本当に物を言えない暗黒政治のもとで第2次世界大戦に突き進んでいってしまったわけですがけれども、そのときの取っかかりになった治安維持法が国会に出てきたときも、今と全く同じような到底一般の市民に害が及ぶなんていうことは考えられないとい

う説明を内閣はして、その後、どんどんどんどん拡大解釈をされて、実際に第2次世界大戦が起きてしまったわけですので、全くそれと同じことを今政府がやろうとしているということは少しも軽視できない、このように思います。

あとは、請願書の中にしっかりと書いてあると思います。取り締まる、何をしようとしているか。犯罪行為がないのに、それを罪に問うということは、常日ごろから何を考えているか、何をしようとしているかということ盗聴するとか、監視をするとか。そうしないと罪に問えないわけですので、本当に市民の一挙手一投足が監視の対象になってしまう。本当に恐ろしい監視社会になっていくと思いますので、これは絶対に国会提出前に食いとめないといけない。そういった請願者の強い思いをぜひ酌み取っていただいて、この請願の採択に賛成をしていただきたいと思います。

○宮地委員　この請願を何度か読むうちに、やっぱり洗脳され始めて、これがそうかなあという感じで、やっぱり請願を取り上げなあかなあという気持ちにもなっていたんですけど、読めば読むほど、またきのう、最初に矢田さんが言われたように、テロリズム集団、その他という項目を入れるということで、その1項目で私もちょっと変わったんですけども、やはり今の共謀罪そのもの、テロという名称がひっついていないということだけでいろいろと論議を重ねているんですけども、新たにきのう、テロリズム集団という項目を入れてもらったことによって、私は別にこの請願書は不採択ということで意思は決めてきております。これによって、我々がどうこうされる、普通の生活の中ではいろいろと監視はされているんですけども、特別何らかの組織に入らなければ捜査の対象にもならないし、普通の生活者には何ら問題ないと思っておりますので、これは不採択ということで決めておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員　請願書を見せていただきまして、陳述の中身も聞かせてもらいました。おっしゃるとおり、こういった一つの戦前の治安維持法等の危惧だとか、そういったこともあります。実は今ありましたけど、戦後、本当に組織的な暴力行為もあつたりだとか、最近というか、オウムの事件があつたりだとか、一つの組織的な犯罪、そうしたものをしっかりとまず認識してい

く必要があるということと、それから、今は本当にボーダーレスになっていますので、日本だけの国内法の整備だけでは、特にテロ行為といったものを未然に防げない。時代性をしっかり認識をしていかないと、確かに国が国民に対して、いろんな意味で統制をしていくというようなことも過去はあったわけですので、そういった意味から含めて、そういった面ではしっかりと個人情報だとか、プライバシーの侵害ですとか、そうしたことがないように、乱用の危険性に歯どめをかけていくということで、テロ情報も含めて、しっかり入っているわけですので、今の国際化の中、ましてや、さっきもありましたが、これT O C条約と言うそうですね。テロを含む組織犯罪を未然に防止し、それと戦うために国際協力を可能とするということでございますので、そうしたことも含めて、これは制定は必ず必要であると。ただ、その制定する中身に関しては、しっかりとこれから国会の論戦も含めて、歯どめをかけていくような、そうした危惧のないようにしていくということですので、ここに書いてあるように、絶対認めることはできないだとか、また共謀罪の対象は、話し合うことの内容だけでということになしに、先ほどもありましたけど、今回、テロ等の準備罪の新設ということで、組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う、長期4年以上の一定の犯罪とかいうようなことも含めて、さまざまな歯どめをかけていこうという流れも出てきておりますので、そういったことも含めて、やはりこれは適切にそうしたことにしっかりと歯どめをかけながら、制定していかなくてはならないというふうに思っておりますので、今回のこの請願に対しては賛成できないという立場でございますので、御理解賜ればと思うところでございます。以上です。

○尾関（健）委員　私は、先ほど幅委員がおっしゃったんですが、全く同じ考えでありますので、重複しますのであえて申しませんが、先ほどの矢田様の話の中に、さきの戦争に突っ込んでいたという話があったんですが、そもそもあの戦争は、我々の先輩が欧米列強の理不尽な締めつけに戦ったんですね。非常に先輩に対して申しわけないというふうに思います。なぜこんなことが太平洋戦争に突入するかと。わからんでもないですが、根っこは欧米列強の理不尽な締めつけでやむにやまれず戦った戦争であって、そういったことにばあっと戻すのはいかなものかという気持ちが私個人としてはありま

す。以上です。

○伊神委員　この文書を読む限り、一般市民のほうの立場から考えれば、私もなるほどという思いはあります。ただ、もう一つ、じゃあテロ組織、あるいは犯罪防止法の立場から考えれば、やはり未然に防ぐと。犯罪が生じてからでは遅いと、市民を守るためには。そうした判断というものも確かにこれも必要だという意味から、半分正しくて、半分間違っているか、私は半々の気持ちだもんで、今、国会のほうの修正案がどういう形で今度出てくるか、それも吟味したいと思いますので、現段階で請願という形で出すのは反対です。

○安部委員　共謀罪というものの自体がはっきり私もわからないんですけど、いろいろきのうから、こうやってもらって、見せてもらっているんですけども、戦前戦後がどうだとか言われますけれども、いろいろな思想を勉強したこともありませんし、要するに話し合いをしてということがここにも書いてあります。それで、今度、「テロ」を入れるとかどうとか言われておりますけれども、実際のところ、私もはっきりしたことがわかりませんが、人を監視したり、いろいろな面で人を縛るといようなことは反対でございます。ここにこのように書かれておることを読ませてもらったときに、なるほどなあと思って、反対のほうに回ります。以上。

○委員長　委員の皆さんから、それぞれるる意見を述べていただきましたが、まださらに何かこれだけはということがあれば、お聞きしますが、よろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくことは終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 24 分　　休　憩

午後 4 時 24 分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第13号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数です。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

請願についての審査も終わりました。先ほど議案の採決も全て終わっておりますので、以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

朝9時から、お昼休みを挟んで、夕方近くまで一日かけて、委員の皆さんにおかれましては活発な質疑をしていただきました。御意見、御要望も出していただきました。

新年度の一般会計の予算、市民の皆さんの暮らしに直結する予算でありますので、ぜひ当局の皆さんにおかれましては、御意見、御要望等を真摯に受けとめていただいて、行政運営に反映をしていただきたいと思います。

また、昨年5月の臨時会で私を委員長に選任していただいてから、都合4回の定例会がございました。至らぬ点はあったかと思いますが、皆さんのおかげできょうここまで来ることができました。本当にありがとうございます。

まだ臨時会まで委員会としては存続しますが、定例会ということでは最後になろうかと思えます。本当にありがとうございました。

また、何か必要があれば委員会を開くことがあるかもしれませんが、きょうが一つの節目だと思っております。本当にありがとうございます。

これをもちまして総務委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時25分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 山 登志浩

総務副委員長 幅 章 郎